

衆議院 大蔵委員会 議 録 第 六 号

昭和六十三年三月十六日(水曜日)

午後六時五十八分開議

出席委員

委員長 越智 通雄君

理事 大島 理森君

理事 中川 昭一君

理事 中村正三郎君

理事 宮地 正介君

理事 逢沢 一郎君

理事 今枝 敬雄君

理事 遠藤 武彦君

理事 小泉純一郎君

理事 杉山 憲夫君

理事 葉梨 信行君

理事 村井 仁君

理事 山本 幸雄君

理事 野口 幸一君

理事 堀 昌雄君

理事 橋本 文彦君

理事 森田 景一君

理事 正森 成二君

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

大蔵大臣官房総務審議官 角谷 正彦君

大蔵省主計局次長 斎藤 次郎君

大蔵省主税局長 水野 勝君

大蔵省関税局長 大山 綱明君

大蔵省理財局長 足立 和基君

国税庁次長 日向 隆君

資源エネルギー庁次長 高橋 達直君

資源エネルギー庁石油部長 内藤 正久君

委員外の出席者

大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

三月十六日

辞任

金子 一義君

森田 景一君

同日

辞任

逢沢 一郎君

柴田 弘君

柴田 弘君

三月十一日

共済年金等の改善に関する請願(森本晃司君紹介)(第七二二号)

相続税・贈与税改正に関する請願(奥田幹生君紹介)(第七二三号)

同(伊吹文明君紹介)(第七六七号)

新大型間接税の導入反対、国民本位の税制改革に関する請願(矢島恒夫君紹介)(第七九一号)

相続税の大幅減税に関する請願(工藤晃君紹介)(第七九二号)

大型間接税の導入反対に関する請願(正森成二君紹介)(第七九三三三)

大型間接税の導入反対に関する請願(安藤巖君紹介)(第七九四四)

同(工藤晃君紹介)(第七九五五)

同(佐藤祐弘君紹介)(第七九六六)

同(辻第一君紹介)(第七九七七)

同(寺前巖君紹介)(第七九七八)

同(中路雅弘君紹介)(第七九九九)

同(藤原ひろ子君紹介)(第八〇〇〇)

同(松本善明君紹介)(第八〇〇一)

同月十六日

大型間接税導入反対に関する請願(安藤巖君紹介)(第八三九号)

同(石井郁子君紹介)(第八四〇号)

同(浦井洋君紹介)(第八四一号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第八四二号)

同(経塚幸夫君紹介)(第八四三三)

同(児玉健次君紹介)(第八四四四)

同(佐藤祐弘君紹介)(第八四五五)

同(柴田睦夫君紹介)(第八四六六)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第八四七七)

同(田中美智子君紹介)(第八四八八)

同(辻第一君紹介)(第八四九九)

同(寺前巖君紹介)(第八五〇〇)

同(中路雅弘君紹介)(第八五一〇)

同(野間友一君紹介)(第八五二二)

同(東中光雄君紹介)(第八五三三)

同(不破哲三君紹介)(第八五四四)

同(藤田スミ君紹介)(第八五五五)

同(藤原ひろ子君紹介)(第八五六六)

同(正森成二君紹介)(第八五七七)

同(松本善明君紹介)(第八五八八)

同(村上弘君紹介)(第八五九九)

同(矢島恒夫君紹介)(第八六〇〇)

同(山原健二郎君紹介)(第八六一一)

同(安藤巖君紹介)(第八六二二)

同(金子満広君紹介)(第八六三三)

同(児玉健次君紹介)(第八六四四)

同(田中美智子君紹介)(第八六五五)

同(寺前巖君紹介)(第八六六六)

同(正森成二君紹介)(第八六七七)

同(矢島恒夫君紹介)(第八六八八)

同(大野間接税の導入反対、国民本位の税制改革に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第八六二二)

同(金子満広君紹介)(第八六三三)

本日の会議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○越智委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上田卓三君。

○上田(卓)委員 三月八日の与野党国対委員長会談で、社会党、公明党、民社党の三会派の要求する三兆円減税につきまして合意、こういうことになったわけでございます。現在、与野党の政策担当の協議機関で、減税の方法、財源などの具体的方策が話し合われているわけでございます。

財源問題では、不公平税制の是正などが中心に話し合われているわけでありますが、政府・自民党内には、三兆円の財源は確保できない、不足分は新型間接税でとの思惑があるようであります。しかし、新型間接税は絶対に我々には認められません。はいかないわけでありまして、財源はあくまでも与野党合意のとおり、不公平税制の是正その他の項目に限って、野党側の要求以外のものは持ち込むべきではない、このように考えておるわけであります。

ます。

三兆円減税の与野党合意について政府としてどのような態度で臨むのか、減税財源の確保に大蔵省はどのように考えておられるのか、まず大臣からお答えいただきたい、このように思います。

○宮澤内閣大臣 去る三月八日の与野党国対委員長会談におきまして合意事項につきましては、もとも各党間のお話でございまして、政府がこれをあれこれ有権的に解釈すべきことではないと存じますが、殊にこの合意に至りますまでの間に、各党間で非常に長い間の国対委員長の方々の間でのお話があり、また大変に御苦心をなさつてこの合意をつくられたように存じておりますので、殊にこれにつきますようにこれ政府の意見を申し上げるべきでないと思つておりますが、いづれにいたしましても、この合意の第二項によりまして各党政策担当者間で御協議が既に始まつておりますので、御協議の推移を見守りたいというふうな考へております。

○上田(卓)委員 政府は、昭和六十二年補正予算で租税、印紙収入の当初見込みが四十一兆一千九百四十億円を、さらに一兆八千九百三十億円増額をいたしたわけでございます。この増額補正の金額は適正な見積もりかどうか、お聞きしたいわけでございます。

新聞報道では、二月二十日に補正予算が成立した四日後に、自民党の国対幹部は、野党の予算修正、減税要求に対して、六十二年度税収の大幅増による剰余金数千億円の範囲で減税を考へるケースもある、こう発言されておられるわけでありまして。これは二月二十五日の読売新聞であります。日経新聞では三月七日、六十二年度補正見積もりを少なくとも数千億円上回るの確実、一兆円上回るとの予測も出ています、このように報道されているわけでありまして、最近の急速な景気上昇あるいは企業収入の好調ぶり等を考へ合わせると、政府の税収見込みは過小という気がしないわけではないわけでありまして、この点についてどのように考へてでしょうか。

○水野政府委員 六十二年度の補正につきましては、補正予算作成時までの実績と、それから今後の経済見通しにつきましての政府の見方あたりを参考にいたしまして、適正に見積もつたものでございまして。この見積もつたものを結果的な数値としての弾性値ではじめてみますと、一・八三という数字になっております。十年平均の弾性値は一・一でございまして、これに比べると相当高い数値であるわけでございます。そういう意味では、近來にない大きな見積もりをしているとも言えるわけでございます。

一方、昨年の九月には減税を通していただきました。この減税を受けまして、一番最近の一月税収を見ますと、前年比一二・五%の減となつております。これは年末調整によりまして、相当の源泉所得税の減税がここにあらわれている結果であると思われまして。次は、申告所得税も三月のきのうで終わつておられるわけでございますが、その中に減税もあらわれてきておられるわけでございまして。一方、今委員がお話のように、景気の動向は、今は割合順調でございまして。こういったものが三月決算法人にどのようにあらわれるか。この中には一・三%の減税分もあるわけでございまして、その分の減も見込む必要があるわけでございまして。

確定申告それから三月決算法人の申告、この大きな二つの要素を残しておられますので確たることは申し上げられないわけでございまして、先ほど申し上げた弾性値の数値でございまして、か最近までの税収の動向からいたしまして、私どもといたしましては、補正予算におきましては適正なものを見積もつてお出ししたと考へておられるわけでございまして。

○上田(卓)委員 大蔵省は、八六年の当初予算の税収見込み四兆五千六百億円を、補正で一兆一千二百億円減額されたわけであります。決算では二兆四千三百億円の増の税収となつておりますね。八七年度は、当初予算で前年度比六千三百四十億円の税収増だと言われておつたのが、それが

補正で一兆八千九百三十億円の増額をされております。これは、減税実施分と廃案になつた売上税の分を合算すると、実質三兆七千二百三十億円の自然増ということになるわけですね。この上に、さらに先ほどのように数千億円あるは一兆円近い増収が予測されると、この大蔵省の税収見積もりは間違ひつ放しというのですか、そういうことになるのではないかと考へるわけでありまして、こんなお粗末な税収見積もりしかできないような大蔵当局にどうして税制改革の数字的根拠が出せるのか、こういうふうには国民は思つてはいかと思つておられるわけですね。

一年間の税収見込みがこんなに大きく外れていて、どうして二十一世紀を展望する税制改革ができるのか、ちよつとオーバーな言い方になるわけですが、それでも、やはりこれは大きな違いは単なる見込み違いということでは済まされないのではないか、このように考へるのですが、どうですか。

○水野政府委員 まことにございまして、御指摘でございます。私ども汗顔の至りでございまして、それにいたしまして、御説明させていただきますと、六十一年度の補正予算は十月に御提案させていただきました。その十月と申しますのは、税収としても伸びがゼロでございまして、結果的に考へますと、前回の景気後退の谷がちょうど六十一一年十一月でございまして。その当時の月例経済報告は、数カ月連続いたしまして景況は停滞ぎみであるということが一貫しておつたわけでございまして、そうした真つただ中で例年よりもかなり早い時期に補正予算を組みましたので、かた目なものとなつたわけでございまして。その結果、御指摘のように一兆一千億円の減収を見込んだところ、それに對しまして二兆四千億円の増収となつたということ、景気の境目と申しますか、こういう時期でございまして、全くその点は御指摘のとおりでございまして。

その四年間を見てみますと、おおむね誤差は一%前後を上下しておつたわけでございまして。こうした景気の大きな変わり目と申しますか、そう

した時期には、過去も何年かにはそういう一〇%くらいにまでまいります誤差もございました。こうしたことも、いつも肝に銘じて見積もつておるつもりでございまして、六十一年度はこうした結果になつたことにつきまして、まことに不明をおわびするわけでございまして、事情としてはそういうことでございまして。

○上田(卓)委員 民間の企業の社長であれば、責任問題であらうと思つて。本当にややつてい

八七年度の税収の過小見積もりがこの百九国会で、与野党によるということになるわけでございまして、所得税減税を一兆五千四百億円という非常に小さいものに値切ることもなつたのではないかと考へておられるわけでありまして。マル優廃止に関連して減税先行が宣伝されて、大蔵省は、一兆三千億円が限度、しかもその財源は六十一年度の剰余金だと主張されました。六十二年に税収の増加分はないという立場でなかつたかと思つて。官澤大蔵大臣は、昨年八月十八日の衆議院本会議で、一兆三千億円の上にさらに上積み云々というお話は、これはもう財源的に私どもどうやって処理していいか到底見込みのないこととございまして、非常に悲観的な泣き言をおつちやつたわけでありまして。そして六十二年は、昨年の剰余金が相当ございまして、これで何とか減税分を賄つていかなければと思つて、六十三年度は、ただいまの段階でははつきりした見通しがついておりません、このように答弁をされておられるわけでありまして。

野党が二兆円減税を要求し、与野党折衝となつて結局自民党が二兆億円の乗せ、こういうこととなつたわけでございまして、そのときに財政当局は財源がないと言ひつけて、結局昨年の減税は一兆五千四百億円、結果そうとなつたわけでありまして、今日明らかに膨大な年度内税収増を考へると、全く仕組まれたんではないかと言わざるを得ないというふうに思つておられるわけでありまして。

八七年度の減税財源がない、そして前年の剰余金を充てざるを得ない、こういうことで泣き言を言いながら、実際は補正をした後二兆四千三百億円の増収になっておる。実質的に売上税の分あるいは減税の分というものを除いてでも、そういうような大きな増収になっておる。要するに、前年度の剰余金を充てなくてもさらに自然増が出ておる、こういうことになっておるのではなからうか、こういうように思うわけでございます。

そういう点で、要するに減税財源はびた一文出ないと言いつながら、現実には減税分をのみ込んでもおかつ増収が見込まれた、こういうことであるから、財政当局の責任ははかり知れないものがある。そういう意味では、本場に野党を、国民を小ばかにするのでしょうか、だまし討ちにしたと言つておるわけではなからうか、こういうように私は思つておるわけでありませう。特に、八七年度の膨大な年度内増収を優秀な大蔵当局が予測できないはずはない、私はそのように思つておるわけでありませう。八七年度の税収過小見積もりは、減税財源を値切つた上あるいは売上税による増税をやすりやすくするための、そういう意味では計画的な過小見積もりである、こういうふうには言わざるを得ないのではないかと、このように思つております。

財政民主主義というものは、言うまでもなく、議会の決定に財政当局あるいは政府は従うということではないか、このように思つておるわけでありませう、議会の減税要求を値切るために税収見込み額を正しく出さないようなやり方は許されなからうか、私にはこのように思つておるわけでありませう、そういう意味で、税収見積もりの違いというものは単なる見込み違いでは言いわけが立たないと思うのですが、その点のように大臣はお考えでしょうか。

○宮澤内閣大臣 先ほどから御叱責がありまして、確かに六十一年度におきましては、まず減額補正をし、次に大きな自然増が出るというふうな、まず六十一年度におきましては歳入の多寡で

なくて、減か増かという、方向を間違えたということがございまして。六十二年度におきましても、補正で相当大きな当初見積もりの増額修正をいたしました、このようなことは、先ほども政府委員も申し上げましたが、まことにおわびのしようのないところでございまして、これはいかに御叱責があろうとも甘んじて受けなければならぬと思つております。

ただ、そのようなことではございませうが、これは決して事実を覆い隠して、いわば偽りを申し上げようとしたわけではなかつたのでありまして、心底私どもの予測能力が不足してございまして、そのための過ちでございまして、意図したものでないことだけは、どうぞこれだけは御了解をお願いいたしたいと存じます。

そこで六十二年度でございませうが、ただいままでのところ税収は、年度途中から伸びは少し鈍つておられますけれども、まだまだ好調ではございませう。しかしながら、やはり減税がきいてまいりまして、年末調整で所得税、源泉にそれが響いてまいりまして、また申告納税もそうであるかと思ひます。あるいはまた、昨年度の二・一あるいは今年度の一・八三でございましてかというように、これは上田委員ももうよく御承知のように、まことに異常な弾性値でございませうから、こういうことが続いていくはずはない。土地とか株式等々の、いわゆる財テク等々による一過性の税収というものははげ落ちていくに違ひないのでありますが、それが正常な営業利益によつてどれだけ正常な税収に変わっていくかという境目にあるかと思ひます。そうだといたしますと、もうそういう大きな弾性値は常識的にはあるはずがないと考へておりました、ただいま六十二年度の税収につきましましては、私もまだ何とも樂觀的なことを申し上げられない。

實際上、御承知のように五月分までが税収になります、五月になりまして、昨年度あたりでも、たしか五兆円ぐらいの税収が一月に入つてきておりまして、そのうち法人税が四兆八千億か何か、

大変大きな金額が一月で入つてまいります。それは、これからのことなものでございませうから、どうもそこところの見通しが最後まで、遅くまでなかなか立てられないというような現状にございまして、過去の過ちは、これはおしかりがありまして、ごもつともなことで甘んじて受けなければならぬが、決して何かをはかつてやつたことではないということは、ひとつお認め願ひたいと思つております。

りをいたすように心がけたところでございませう。そして、その結果として弾性値でもってチェックいたしてみますと、一・〇八となつております。これは十年間の平均のものとはほぼ同じでございませうので、私も適正なものではないかと思つてございませう。

○上田(幸)委員 大臣はそうおっしゃいますけれども、そう思われぬ節が多々あるわけでありませう。八八年度の税収見積もりも四十五兆九百億円、このように見積もられておるわけでありませうけれども、これも前年度と同様に過小見積もりではないか、こういうように考えざるを得ないわけでありませう。実際には相当多額の年度内増収があるわけでありませう。八六年度それから八七年度のやうな、そういう大きな見込み違いというものが八八年度も起こる可能性は大にある、このように考へておるわけでありませう。

税収につきましましては、過去何回かそういう大きな誤りがございまして、私もいろいろ申し上げても言いわけがましくなるわけではございませうけれども、昭和四十年にかなり大幅な減収が出て、これが国債発行の原因となり、昭和五十年にまた見積もりが不足いたしまして三兆円の赤字が出た、これが特例公債の発行につながつたということから、私もそのあたりはそうした意味でも、非常に責任を感じて見詰めておるつもりでございませう。そういう意味でございまして、見積もるときはかた目になるといふことは、そういう要素はあるいはあろうかと思つてございませうけれども、何と申しまして、経済も非常に谷あひ山ありでございまして、変動はいたす。そのらの見積もりの誤差は、ある程度のところは御理解を賜りたいと思つてございませうが、いずれにしても、しかしそうした経緯を十分踏まえまして適正な見積もりにも努めてまいりたい。そういう意味におきましては、六十三年度、私も適正なものであるというところで考へて御提案を申し上げたわけではございませう。

なぜ、そういうことを申し上げるかという、八八年度の税収見積もりは八七年度の補正見積もりと同じ時期、昨年十一月から十二月に計算されておるのではないかと、このように思つておるわけでありませう。来年度見積もりの前提となつておる八七年度補正の見込み違いが明らかになりつつあると、きき、どうして見込み違いがないかということが言えるのか、我々はこういうふうに思つてございませう。八八年度の税収見込みは過小ではないか、あるいはこの予算どおり間違いないか、このことを果たして言い切れるのかどうか、その点についてお聞かせいただきたい、このように思ひます。

○上田(幸)委員 八八年度の税収見積もりは、前年度当初予算と比べると九・五%増になつております。しかし、補正後の比較では四・五%増にすぎないと言つてもいいのではないかと、このように思ひます。その補正も数千億円、あるいは新聞によりまして一兆円近い増収が予測される。あるいは日経の三月七日の新聞によると、五千六百億円、赤字国債の未発行分ですが、これに全額充てられるのではないかと、こういうことも大蔵省の方針というやうな形で新聞に出ておるのですけれども、私は絶対にそういうものはけしからぬ、これは減税財源に当然使うべきであつて、故意に増

収を低く見積もつて、そして減税を値切りながら、補正後の税収がこれだけ見込まれるから、それを今度はひとつ赤字国債の穴埋めというように筋が通らない、国民をだましたことになりはしないかというふうに思うのです。

いずれにしても、そういうようにやはり八七年度の補正後においても、なおかつ五千億以上あるは一兆円近い増収が見込まれる、こういうようなことになるわけではございません、例えば仮にも五千億円の増収があつたとしても、八八年度の税収見込みは八七年度の三・四％増にしかすぎない、こういうことになるのではないかと。あるいは一兆円ということになりますと、さらにもつと低い伸び率になることは言うまでもないわけであり、最近の非常に活発な経済動向、好調な企業収益を見ても、とても税収が政府の見積り程度にとどまるとは私は思えないわけであります。

八七年度の国民総生産いわゆるGNPの伸びは三・七％、政府経見通しでは八八年度も三・八％成長と予想されておるわけであります。日経新聞によりますと、全国上場九百二十六社の三ヶ月期経常利益は九・三％増、八九年三ヶ月期も九・七％増と企業収益も好調そのものではないか、こういうように思うわけでありまして、そういう点でこの八八年の税収が前年度に比べて、補正後のそういう計算によつて三・四％からそれ以下になることは事実でありますから、そういうことを考えますと、前年度に対する伸びが経済成長よりも低くなるというようなことはあり得ない、私はこういうふうにも思うわけでありまして、当然八八年度は当初政府が考へてゐる以上に、大きな自然増収が見込まれるのではないかと、私はそういうふうにも考へるわけでありまして、再度その点についてお聞かせいただきたい、このように思ひます。

○宮澤國務大臣 前段に、新聞の報道を御引用になられましたので、一言申し上げておきたいと思ひます。

ではないかと思ひますのは、私ども今思つておりますのは、もしこの六十二年度におきまして、幸いにしつかりの自然増収が出るということでございますが、これは本末蔵入が不足であるというところで発行するものでございまして、出納整理期間までもし自然増収をもつて蔵入が満たされるならば、その部分は実は発行してはならないものであるというふうにも考へておるわけではございません。これは法律的にもそうございまして、これは国民経済に明らかに損失でございまして、それはよほど気を付けて、もしそういう状況であれば発行を取りやめるのが本当であるという考へておられますことを何か穴埋めに利するということな表現で報道されましたので、多少誤解を生じたかと思つております。

それから、その次の問題でございしますが、確かに法人の収益は順調であるというふうには考へております。殊に今年度、この三ヶ月は昨年と違ひまして、営業利益が相当ふえておるであらう、そういうことで決算がいいということは多分そのとおりであると思つておるのでございすけれども、実は昨年の三月というのがなんにいい決算を法人がするとは予測をしておりませんで、その内容は、実は御承知のように財務であるとか土地であるとか、そういうものでかなり一生懸命な決算をした。今度は、それが営業利益の方にやや正常化していくと思ひますが、昨年の上にさらにそれが乗るというふうにも考へてははいけませんから、昨年の決算が悪うございましたらこしはそれの上にはいいぞという感じなのでございすけれども、昨年の三ヶ月が意外にいい決算を出してございすだけに、その上というふうにも今年度考へていいものかどうかというのを関係者がみんな心配をしてございまして、なお樂觀を許さないというふうにも申し上げておつたところでございす。

○上田(専)委員 要するに減税財源がないと言ひながら、十分に前年度の剰余金を充てなくても減税を一兆五千四百億円で、さらに税収があるというところで赤字国債の減額に踏み切つてゐるわけですね。やつてないのじゃない、もう既にやつてゐるのですよ。それに加えてまだ、この新聞によると五千六百億くらいのもので赤字国債の穴埋めに――穴埋めという言葉がいいかどうか別にして、発行しなくてもこれで十分賄える、こういうことでありますから、減税を徹切つてあるわけですから、もともと財源がないということですから。ところが、こういうことで出てきてゐるわけですから、これで十分ではないわけですが、八八年度の減税財源の一部に回すということは当然のことではないか。国民は、去年の国会等の減税論議というのはよくわかつてゐるわけですから、何だ、だまされた、こういう気持ちになるのは当然ではないか、私はこのように思つております。

で、その点だけ申し上げておきたいと思ひます。そこで、税収の弾性値、名目GNPの伸びに対する税収の伸び率というのですか、一つとつてみても、一・〇八ですか、最近の実績に比較して八八年度は非常に低目に計算されてゐる、私はそのように思つておるわけではございません。八七年度補正後の税収が底上げされるので、補正後の対比では、四・五％の税収の伸びがなくても八八年度の税収見込みは十分達成できる。これは私、先ほど申し上げたとおりであります、やはり税収見積もりを今日の時点に立つて正確に見直すことが必要である、私はこういうふうに考へておるわけでありす。

さきに与野党で合意した三兆円減税の財源、方法についてであります、この十四日から与野党政策担当者の協議が始まりまして、自民党や大蔵当局は減税財源が三兆円もない、不足分は新型間接税という方向にこの話を持つていきたいのでしようが、しかし私どもに言わせるならば、三兆円の減税の財源は十二分にある。与野党が既に合意してありますところの不公平税制の見直しは当然でありす。

然であります、政府の税収の過小見積りもやはり正さなければならぬ、こういうふうに思つておるわけでありす。与野党協議の前提になる数字がもともと過小見積りであるというのでは話にならない、私はこのように思ひますので、その点について十分に我々は監視していかなければならぬ、このように考へております。

そこで、野党の共同提案では減税財源として七千三百億円の税収の増、自然増を我々は見込んでおるわけでありす。仮に、この八七年度補正後の税収増が先ほどのように五千億としますと、八七年度税収実績は四十三兆五千八百七十億円となるわけでありす。これは私どもが計算した数字でありす、税収の弾性値を政府予算案の想定どおり一・〇八とすると、八八年度税収見積もりは四十五兆八千四百六十五億円となり、政府予算案の税収見積もりよりも七千五百六十五億円の増収になる。うまい計算になるといふことになるのかもわかりませんが、こういうように、八七年度の補正予算後、なおかつ五千億円の増収があれば、その計算でいくならば、この八八年度の税収は政府の計画よりも七千五百六十五億円大きくなるはずだということですね。それが野党が言うところの七千三百億、八八年には自然増収が出るのじゃないか、こういうふうなものに脈絡が合つてくるのじゃないか、こういうふうに思ふわけでありす。

さらに、政府の税収弾性値の一・〇八ですね。これについては、私が先ほど申し上げましたとおり低過ぎるという意見があるわけでありまして、過去五年間の単純な平均値は何ばかりか知りませんが、どのよう把握されてゐるのか知りませんが、一・二四、大体そのぐらいではないか。そうしますと、一兆九百十三億円の増収になるのではないかと、私はこのように思つておるわけでありすから、当然、前年度の五千億、そして新年度は少なくとも七千五百億ぐらい、一兆円近くということになります、我々野党が三兆円減税を要求してありますが、その中で八八年

のです。世界一です。よ、これは、はつきり申し上げて。それはもう外国の方々が日本に来て、日本の物価の高さにはびっくりしている、こういうことではないかと思ひます。

肉の値段も、いやアメリカの三倍だ、五倍だと言われている向きもありますし、あるいはカメラとかビデオなどでも、日本製品の方がヨーロッパとかアメリカで買う方が四割近く安いものが実際にあるのです。だから、一体どういうことかということになりますよ。日本製品が、外国で売るのが非常に安い、日本で買うと高いということとを、現実に私も経験しておるわけでございますけれども、そういうような問題もあります。日本人は、やはり高い物を買わされておることになるわけであります。それは何もカメラ、ビデオだけではございません。その他の日本の工業製品などもそういう傾向が大いにあるわけで、非常に高いということであります。

それから、去年は国際居住年、こういうことでございましたけれども、日本の住宅は外国人、欧米人からはウサギ小屋と言われるような、非常に旧態依然たる実態にあることは事実でありますし、また国の最低居住水準、それに満たない住宅が四百万戸もある、こういうこともあるわけであります。

総じて日本では、食糧、住宅、光熱、それから教育費が非常に高いですね。高等教育以上は非常に高いということが言えるわけでございまして、全民労連、連合と言われておりますけれども、その研究所の試算では、為替レートでは一ドル百三十円前後と言へても、いわゆる購買力平価では一ドル二百二十二円ぐらいではないかというような数字も出てきておるわけでございます。

やはり国民生活を豊かにする方策というのですか、そういうものはとりもなおさず賃上げと大幅減税、こういうことではないか、このように思うわけであります。先ほど言いました全民労連は、欧米並みの生活のスローガンに、六ないし七%の賃上げ、そして労働時間の短縮を要求して、春闘

に参加して取り組んでおるわけでありまして。日経のモデルを使った連合のシミュレーションの結果では、日経連の言うような定期昇給並みの低賃上げ、いわゆる二・五％と従来の緊縮財政の継続では、再び成長の鈍化あるいは経常黒字による経済摩擦の激化につながるのではないか、こういうように言っておるわけでありまして、これに對して、六・五％の賃上げと積極財政の組み合わせで日本経済は内需拡大に進み、対外黒字も着実に減少するというのが連合の研究所の結論でございます。これは三月十五日号のエコノミスト誌に掲載されておるわけでありまして。景気回復が進んだのだから、内需拡大はもう必要ないという考え方もあるかも知れませんが、条件が好転した今こそやはり思い切った内需型経済への転換を進めるべきだ、私はこのように考えておるわけでございまして。

先ほど来、税収見積もりの問題を取り上げてまいりました。景気回復によって増収の見込みがあり、あるいは内需型経済に転換するための積極政策によつてさらに税収の伸びも確保できる、またそうすべきだ、私はそう思つておるわけでありまして、そういう意味でのこの六・五％賃上げプラス積極財政、こういうような方針について大臣はどのようにお考えでしょうか。

○宮澤國務大臣 我が国経済のここの十年を回顧いたしますと、やはり二度の石油危機がございまして、お互いに、これはもう非常に大変なことになったと、本心に国民全部がそう思いました、これは労使と申ししてもいいのでございますが、その後にはまた急速な円高がございまして、雇用の問題が本心に深刻なことになりました、労働側におかれてもあるいは使用者側でもそうかも知れませんが、雇用をどうやって確保するかということがどうしても一番大きな問題になり、そういう意味では賃金よりは雇用というふうにみんなが考えてまいらなければならぬ時代が続いておりました。経済が幾らかここで好転を始めたので、そういう意味では今までの苦労というの

が、多少この事態が好転しつつあるということは申せるのかもしれないと思つておりますけれども、賃金の問題は、申し上げるまでもなくこれは労使の間でお話し合いをして決めていただくべきことでありまして、本来政府があれこれ申し上げるべきことではないと存じます。

財政としては、これももう御承知のように内需拡大、国の社会資本整備というものが内外からの要請でございまして、財政再建は決して放てきするわけにまいりませんが、それを進めながらなお内外の要請にこたえてまいらなければならぬということ、財政をいたしまして、これからの努力をいたしておるところであり、これからいたさなければならぬと思つております。

○上田委員 いわゆる大幅賃上げあるいは減税、こういうものが内需拡大に大きな貢献をするというところは事実だと思つておる。そして当然、積極的な内需拡大の政策をすることによつて貿易摩擦の解消ということにもつながるわけでありまして、今までの今までの、非常に緊縮財政のもとでデフレ経済のような状況がありまして、そういう点で財政再建といつてもなかなか難しい状況があつたわけでありまして、いろいろな問題を含んでおるとはいえ、せつかくフォロウの状態といふのですか、こゝでちよつと景気が上向いたからといつて安心するんじゃない、さらに、今まで賃金が抑えられてきたわけでありまして、大幅な賃上げ、大幅減税というもので景気を上げる、そのことがまた税収にもつながってくる、それが減税の財源にもまたつながってくるという因果関係があるわけでありまして、その点について大臣、十分ひとつお考えをいただきたいと思ひます。大臣、まだお食事されてないやうでございまして、時間をとつていただいて結構でございます。

それで、三月十日に総務庁が発表した家計調査報告は今後減税問題を考える上で大切な資料ではないか、私はこういうふうに思つておるわけでありまして。報告によりますと、昨年のサラリーマン

世帯の収入は、五段階の階層別に分けると、実収入の伸びは一番高所得層が二・八％増加、二、三、四段階層は一・三％から一・六％増加で、一％以上の差があるわけでありまして。これを消費支出の伸びで見ますと、高所得層は三・四％の増加、その他の階層は所得が一番低い層が一・五％、二番目の層が何とマイナス一・一％、三番目の層がマイナス〇・七％、四番目の層が〇・五％増加となつておるわけでありまして。また、個人営業者の消費支出は三・九％増加、法人経営者は四・二％の増加、自由業は一・五％の増加となつております。結局、昨年一年間で消費支出が大きく伸びたのは、年間実収入七百七十三万円以上のサラリーマンや経営者だけだと言つても言い過ぎではない、このように思つておるわけでありまして。

所得の低い層で支出がふえたのは、保健医療あるいは交通費などの生活必需品、それから借家世帯の場合は、消費支出に占める家賃の割合が五年前の二・五％から一・五％に急上昇をいたしております。これに對して高所得層は、高級家具や娯楽用耐久財、貴金属の購入などが特にふえておるわけでありまして、ひとつ一億総中流階級などと言われたことが、この数年で急速に国民の生活格差が広がり、中堅サラリーマンなどに生活実感としても不公平感が広がつておると言つてもいいのではないかと、このように思ひます。

日経新聞によりますと、高所得層の利子配当、株式売買益は平均でも年間十二万円を超えており、六十二年の所得減税によつて高所得者の生活が最も潤つたことは明白ではないか、私はこのように思つております。野党の要求したいわゆる中堅サラリーマンや低所得層に重点を置いた大幅所得減税という要求に反して、政府が行つた、私どもは中途半端な減税政策であつたと言わざるを得ないわけでありまして、たつた一年で総務庁の調査結果になつてあらわれております。あの減税がどこまでこの数字に反映しているかといふことは私は定かでありませんが、日経の論調によりますとそういうふうになつておるの

で、私は大体合つておるのではないかと。減税の先食いということもあるわけですから、減税法案が通つた時点からそういうような国民の動きとか、そういうものになつたのではないかと、このように思つておるわけでありまして、政府は総務庁が行つておるこの調査報告をどのように受けとめておるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○角谷政府委員 上田委員御指摘のとおり、確かに最近のいろいろな数字をみてみますと、勤労者世帯よりは一般世帯の実収入あるいは消費の伸びが大きい、また第一位と第二位で見ますと、いろいろ御指摘ございましたように、主として自由業者世帯とか法人経営者世帯というふうな比較的第五分位に属する人の家計費支出あるいは実収入の伸びが大きいといったことは事実でございます。これは基本的には景気回復によりまして、これらの人たちの収入が伸びた、収益が伸びたといふことに加へまして、昨年来の例えば株価あるいは土地の上昇といったことに伴う資産効果といつたものも、こういったことになり寄与しているのではないかと考えておるわけでございまして。

○上田委員 そういう点も確かにあります、そういうものを是正する意味でも政策的な減税といふか、どこに力点を置くのかということが今必要ではないかという意味で申し上げておるわけでありまして。実際に、先ほど言いました総務庁統計局の家計調査報告の四十九ページで、「税金、社会保障費などの非消費支出の第V階級の第I階級に対する格差率は、拡大傾向を示しているが、昭和六十二年の税制改正の影響などにより、前年の五・三九倍に比べ、五一・六倍と縮小している」と分析されておるわけでありまして。いづれにしても明白なのは、高所得者の可処分所得だけが急速に伸びるような、それだけではございせんが、そういう減税のあり方を根本的に見直すべきだということでありまして。給料は少しふえたが、医療費とか家賃とか住宅ローンの値上がりのために、多くのサラリーマンはさきや

な交際費や教養娯楽費など、人間らしいゆとりある生活を切り詰める必要はない事態が実際に起こっているわけであり、政府は、こういう層が家計を切り詰めて蓄えたマル優貯金の非課税制まで原則廃止ということであり、本当に責任が大きいと言わざるを得ない、私はこのように思うわけであり、日本経済を支える国民の大多数の勤労者の家計に起こっているこの事態をどう改善するのか、それがこれからの税制改革の減税のあり方を検討する中心課題ではないかと考えますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○水野政府委員 今回の税制改革は、まさに給与所得者の負担が税収全体の中のウェイトからいしても、また収入に対する負担率からいしても、その相当上昇してきている、大きくなっているというところ、重圧感、不公平感がある、そのあたりをどのように解消していくかというところが眼目でございます。六十二年、去年の九月に所得税の減税をまず先行したわけでございます。このときは、やはり中堅所得者層を中心に減税を行うということでございまして、所得税で申しますと、夫婦二人の四人世帯ですと、減税率として、はもろん下の方が大きいわけでございまして、減税額といたしましても、八百万、九百万、一千万のところあたりが金額としても一番大きくて、千二百万を超えると減税額そのものが小さくなるというふうな減税でございました。

もちろん、上の方に参りますと、今まで納めていたに比べて金額が大きいものですから金額は大きくなりますが、中堅から中の上ぐらいのところをとりますと、昨年の改正はまさに中堅のあたりが中心であったというふうに思われるわけでございまして、これが去年の十二月に年末調整で、大半がここで実現されたわけでございまして、景気の拡大にも相応の効果があったのではないかと私も考えておるところでございます。今回、これに続きましてのな所得税の負担のあり方につきましては、現在税制調査会で検討い

たしておるところでございます。また、先ほどお話ししましたと野党政策担当者会議でも、このあたりも含めて御議論が行われるのではないかと申すわけでございしますが、いずれにしましても納税者の中の一番の多数を占める給与所得者の負担につきまして、公平な合理的なお感じをいだけるような所得税のあり方につきまして御審議を賜っているところでございまして、成案を得た段階でまた御審議をお願いをいたしたいと思っております。

○上田(卓)委員 与野党の税制の協議機関で、協議会ではいろいろ詰めた話があるかと思っておりますけれども、いずれにしても今の調査報告によりますと、やはり所得の格差というのですか、あるいはそれに伴って消費の格差というのですか、そういうものも出ておるわけでございまして、やはり国民の大部分を占める中堅サラリーマンを初めとする、それ以下の多くの勤労世帯に、やはり適切な減税によつてそういう国民の格差というのですか、そういうものを是正していく必要があるのではないかと、このように考えております。大蔵省においても、その点について十分頭に入れて実現方に努力してもらいたい、このように思っております。

さらに質問を続けたいと思うのですが、この税制改革に臨んで、政府は公正な税制として、所得、消費、資産にバランスのとれた課税をする税制を目指す、こういうふうに言っておられるわけでございまして、所得税と消費税については、昨年来多くの議論がなされておると思うのですけれども、問題は資産課税について余り議論がなされてないのではないかというように感じがするわけでございまして。

要するに、バランスのとれた税制をつくるという場合、所得税と消費税それから資産税ということとでありまして、バランスのとれたということとだれでも納得するのですけれども、それじやどのような割合が一番いいのかということになるわけでありまして、その点についてお考えでしよ

うか。

○水野政府委員 所得、資産、消費に対する課税の割合、これはある意味では直間比率という問題とも関連するわけでございしますが、こうした比率につきましては、アブリオリにこういうものがいいということとはなかなか定量的に申し上げにくいところでございまして。

ただ、この十年二十年をとりますと、所得課税はそのウェイトを高め、また負担率も高めておる。それに対して消費課税の方は、我が国の消費税が酒、たばこ、ガソリンといった限られた物資へのかなり高い負担に重点が置かれており、したので、課税の税収ウェイトとしてはかなりこれが低下してきているということでございます。

このように、放置しておきますと、それがどんどんどちらか一方の方向に偏っていくという、そういう制度自体に問題があるのではないかと、これが高度成長期でございまして、毎年多額の自然増収が発生いたしますので、その相当部分を所得税の減税に振り向けることによって、そこにある程度のバランスを保つことができた。これが昭和四十年代までの姿であったかと思うわけでござい

これが五十年代以降になりまして、先ほど申し上げた特例公債の発行が始まってからは、減税というものも思うに任せないようになる。そういうところから、そこが基本的な見直しが行われていない。そうした点につきまして今回いろいろ、基本的な観点から見直しを行ってまいりたいというふうな考えでいるわけでございまして。

この点につきましては内閣総理大臣からの諮問におきまして、所得課税、法人課税、消費課税、資産課税について、その望ましいあり方について具体的な方策を審議してもらいたいという諮問でございまして、それぞれにつきまして望ましいあり方を審議して、その結果として出てまいります税の全体としての体系、ここから所得、消費、資産という望ましい、均衡のとれたものが出てまいりますのが順序ではないかと思うわけでござい

で、ここで、こうした割合が均衡のとれたものであると具体的に示しをするのは、現在の段階ではちょっと難しいところでございます。

しかし考え方としては、十年二十年の間にかなり偏つてきている。そういう偏りというものを、どの時点基準にするかということとは別として、ほうつておく自然に偏つてくるようなこういう税制は、何とか基本的に見直しを行う必要があるということではないかと思つてござい

○上田(卓)委員 政府税調に提出された資料によりますと、国税全体に占める所得税、消費課税それから資産課税の割合は、五十年代後半から六十年代初めまでを通じて所得課税が七割、消費課税が二割から二割三分程度、資産課税が高いときで一割、低いときで七分八分となつていて、こういう資料が出ておるようござい

○水野政府委員 この所得、消費、資産につきましの税の分類と申しますのは、OECDの歳入統計をもつて一応区分をさせていただいておるわけでござい

○二%でございまして。この資産課税一〇・二%は、金額で申しますと四兆三千五百億円になっておりまして、これは具体的に四つの税目を合計したものでござい

すか。

○水野政府委員 同じ基準でもって外国と比較してまいりますと、アメリカ、イギリスとほぼ同じと申しますか、やや多目か、フランスに比べますとやや低目、ドイツに比べますとやや高目ではないかと思うわけでございます。

この中身として、今申し上げました相続税と有価証券取引税というのが、六十一年度は、財テクでございまして土地の価格の上昇でございましてとかそういったものによってかなり引つ張られまして、そうした歳入ウェートの増加によりまして割合高くなっているのではないかと思うわけでございします。

○上田(幸)委員 そうしたらいわれるバランス云々というのは、資産課税という、キャピタルゲインの課税の問題はありますが、総じてこの資産課税というのは大体一〇％でアメリカ、イギリスと大体同じくらいだ、フランスから見るとちょっと低い、ドイツの方より高目ですか、少し高い、こういうことのように、そうするとそのバランスと申しているのは、所得税に対して消費税が云々というバランスを言っているのですか。バランスよくというのは、何がバランスよくなんですか。よくわからないのです。

○水野政府委員 所得、消費、資産のバランスと申し上げるときには、税制全体の中で所得税、消費課税、資産課税のバランスであらうかと思うわけでございします。これが現在比較的高くなっているのは、申し上げるまでもなく相続税と有価証券取引税でございします。相続税が全体の税収の三、四％を占めているというのは、日本の税制の歴史でも、また諸外国と比べてもかなり高い方でございします。それから有価証券取引税という、こういう一種の資産に対する課税ではございしますが、これはいわば流通税的なものでございまして、これも税収の三、四％を占める。これは、こういうものとしては割合高いわけでございします。

しかし、もう一つ今御指摘のございましたように、資産に対する課税と申しますか資産課税とし

ては、キャピタルゲイン課税もあるわけでございします。日本におきましては、有価証券に対する課税はこういう取引税に重点が置かれて、一方資産所得の面、キャピタルゲインの面につきましては、どちらかというと原則非課税でここからの税収というものは割合大きくない。むしろ、我が国の資産課税につきまして申し上げれば、こちらの問題でもって資産課税と申しますか、そういう中でのバランスをやや欠いているという面があるいはあるのかもしれないというのが税制調査会の考え方でもあり、現在検討されているところでございます。

もう一つ、印紙収入というのを申し上げましたが、これは大半は土地の登記、登録の税金でございまして、こういったものはどちらかといえば、現時点のような土地の状況から考えますと、土地の取得につきましてはある程度の御負担をいただいたかどうかということで、去年の秋の改正におきまして登録免許税の課税標準を五割アップしていただきました。これは恐らく、ただいま申し上げた数字は六十一年度でございしますので、この数字が実績として出てまいりますと、このウェートを上げることになるという結果で出てくるのではないかと思うわけでございします。

ただ、もう一つ資産課税につきまして申し上げたいと思ひますのは、国税とともに地方税がございまして、固定資産税というのが資産課税のかなり大きな要素を占めておる。その点も本当は含めて御議論をお願いするところでございしますが、これは地方税でございしますのでちょっと直接には申し上げられないところでございします。

○上田(幸)委員 いずれにしても、額に汗をして働いて得たそういう勤労所得に対しての税金というものの、それから消費などにかかる消費税というものの、それから資産、資産には相続税という、限定すれば相続税ということになるのかもわかりませんが、あるいは地方税であれば土地に対する税金、こういうことになるわけですが、問題は利子課税ですね、これもやはり広い意味の資産

課税といつてよろしいと思う。それからキャピタルゲインですね、そういう配当課税ということになるわけですが、この部分は相当大きいんではないかというように思うのです。ところが利子課税については、これは本来ならば総合課税でぴしっとやればいいわけですが、日本の場合分離課税。ところがその分離課税が、マル優原則廃止の時点で、三五％の税率が二〇％にそういう意味で下がるといふ状況になっているわけですね。一般的に言うたら、だからそれが金持ち優遇、こういうような批判もあるわけですね。所得の低い層はマル優廃止されて増税になって、ある程度資産を持つている人が資産課税という部門で税率が下がった、こういうことになるわけでありまして、これは総合課税ということになればきつちりか、私はいさういふように思っております。

特に、今問題になっているキャピタルゲインの課税はぜひともしなければならぬ。口だけ言うて、間接税導入するための呼び水的な形で、実際言わなきゃいけぬから言うているんだというふうな形で国民は納得しない、私はこのように思ひますので、その点についてひとつ十分理解をしていただきたい、こういうふうに思ひます。この点についてさらに決意というんですか、与野党の税制の協議機関でもそのことが検討されておるわけですが、大臣のお考え方を。

○宮澤国務大臣 キャピタルゲインのうちで有価証券の譲渡益に関する課税が、いわばかなり大口のものは課税をしておりますけれども、それ以外のもものは原則非課税のようなことになっておりますことは、事柄が非課税でいいと思っております。これはございせんので、行政面でこれをいかにすればまねばなく所得の捕捉ができるか、またキャピタルロスはどうするかといったような、そういう行政上の問題が実は主たる原因でございします。したがって、税制調査会にもただいま、例えば納税者番号といったようなことについて御検討願つておるわけでございまして、政府としま

しては、まねばなく不公平のない行政をできるだけ早くいたしまして、これを総合課税にならない、いわば原則課税の対象にいたしたい、そういう努力を続けてまいる所存であります。

○上田(幸)委員 次に、外国税控除の実態の問題でございします。三野党要求の減税案では、減税財源として国際課税制度の強化によつて一千五百億円の財源を生み出すべきだ、こういうように主張しておるわけでございしますが、新聞報道などによりまして大蔵省自身も外国税控除の圧縮に積極的、このように聞き及んでおるわけであります。

制度改革による税逃れの克服は当然重要でありますけれども、現行制度を悪用して現在も税逃れをしておる企業が非常に多い、こういうように聞いておるわけでございまして、大手企業がほとんどそういうことをしているように聞いておるわけでございします。この制度の利用状況といふますかあるいは申告数、あるいは国税庁として外国税控除に関する体制ですね、どういう体制で臨んでおるか、悪質事犯に対する調査状況はどうなっているか、あるいはさらにこの外国税控除の調査予算はどうなっているか、あるいは海外調査のための費用とか国税職員の語学研修とか留学などバックアップする体制がぜひとも必要ではないか、このように考えておるわけでございまして、タックスヘイブンというのですか、そういう税逃れでどんな日本の企業が外国へ本社を移すというふうなことでもございまして、これは大変なことだ、国民は大きな関心を持っておるときでございします。その点についてひとつお聞かせいただきたい、このように思ひます。

○日向政府委員 幾つかお尋ねがございましたが、順次申し上げていきたいと思ひます。まず第一に、外国税額控除を適用している法人及びその適用額はどのくらいかというお尋ねでございします。お断りさせていただきますが、委員も御承知と思ひますけれども、私ども、このデータは会社標準調査で出しております、全体としての適用金額等は正確に把握しておりますけれども

も、実法人数は把握しておりません。したがって、その実法人数については御答弁は容赦をいただきたいと思います。

おっしゃいますように、外国税額控除の適用につきましては最近非常にふえてきておりまして、最近年分からは順次申し上げます、六十一年分では四千七百五十億、六十一年分では五千二百六十一億、五十九年分では四千八百四十二億、五十八年分では四千五百五十三億、五十七年分では四千四百億、こうなっております。

第二点目に、それに対してどういう調査体制をしいているかという点でございますが、これは委員の御指摘もございましたように、制度がございいますからその活用をなさることは結構でございますけれども、しかしそれを適正にやっていたかどうかという点で、この点についてはかなり重点的な調査をしておりましてございまして、申し上げますと、直近の六十一年度におきます調査課主管法人につきましては五千七百五十五件の調査をしておりまして、この調査を実施するに当たりましては、外国に子会社を持つておりますところは往々にしてこの外税控除の適用をいたしますものであるから、その場合には必ずこの外国子会社との関係の調査をするということにしております。実際に非違の把握された件数は百二件。この場合におきまして、外国法人税額控除等に誤りがありまして、法人税額が増加したもののついてこれを見てみますと、控除外国法人税額の非違額は、この年度におきまして十三億といたうことになっております。なお、御指摘もございましたので、この点については十分調査上配慮をしてまいりたい、かように考えております。

さらに、第三点目にお尋ねのありました企業の海外取引一般に係る調査体制でございますが、この点につきましては、海外取引に係る脱税が最近ふえてきておりますことに加えまして、一年半ほど前から移動価格課税も私も制度をいただきまして実施に移っているわけでございまして、国際調査体制の充実、機構、定員、予算の各面にわ

たりまして急務であるというふうにご考えております。機構におきましては、国際調査専門官、これは今二十六人でございますが、予算につきましては、六十三年、今御審議いただいております予算におきましては外国調査旅費八千九百万ということになっておりますが、この増加が特に必要であると考えております。

また、御指摘ございましたように語学とか貿易実務及び海外調査取引手法の研修、これを十分行いまして、海外調査に携わります調査官の調査能力の向上という点に一段と努力してまいりたい、かように考えております。

○上田(卓)委員 さらに努力を続けていただきたと思うわけでございまして、きのう確定申告が一段落した、こういうことでございまして、私も税務署をちよつとのぞかせてもらつたこともあるので、すけれども、税務職員は大変御苦労いただいているということはよく存じているわけでござい

す。そこで、国税職員の問題にかかわつてでありまして、昭和五十年の申告者数は四百六十七万人、それから六十年度では七百三十七万人、約一・六倍ぐらゐです。昨年の実績は七百六十九万人、年々こうやってふえておるわけであります。しかし、税務職員はこの二十数年間五万二千人で、ちよつとふえたりちよつと減つたりというふうな形でもうほとんど増員がない、こういう状況でございまして、これは税務職員にとつては耐えがたい労働強化、こう言つてもいいと思うのです。申告件数はこれだけふえているのに職員は横ばいということでありまして、そのために職員が不足し、そして多忙をきわめておる。

こういうことから何が起つてくるかという、きめ細かな税務指導というのですか、そういうものができない。あるいは、その結果、推計課税などの手荒な税務行政を招く結果にもなつており、納税者にとつても不利益だ、私はこういうふうに思つておるわけでございまして、徴税の強化という側面もあるかも知れませんが、しかし、

それでは今まで職員は楽しておつたのかということになるわけでございまして、さらに税というのは複雑になつてきておるわけでございまして、少なうとも百人とか二百人というふうなそんなことじゃなしに、抜本的に一人一人ぐらゐでもぼんとふやうというところが一番大事じゃないか、私はそういうふうに思つておりますが、どのようにお考えですか。

○日向政府委員 ただいま委員御指摘になりましたように、課税対象は、まさに御指摘になりました申告所得税の納税者数で見まして、この五十年から六十一年の十年間で一・六倍、法人数で一・三倍、源泉徴収義務者数で一・四倍、源泉還付申告者数で二・二倍、滞納件数で一・四倍といふふうに、相当大幅に増加していることに対して、定員はこの五十年から六十三年、今、予算案で御審議いただいております直近のところまでとしまして、一・五六%と微増の状況にとどまつておるわけであります。

私もといたしまして、今御指摘になりました円滑な税務行政の遂行という観点も踏まえまして、事務の運営合理化、効率化には一層の努力はいたしますものの、このような努力をいたしましてもなお必要となる増員につきましては、関係方面の御理解を得られるよう一層の努力をしてまいりたい、こう考えております。

○上田(卓)委員 もう時間が来ましたので、最後に一言申し上げて終わりたい、このように思ひます。ずっと一時間ばかり議論を進めてまいつたわけでございまして、やはり何といたしまして日本の場合は、所得や資産の格差は大きくなつて、こういうような意見もあることも事実でありますけれども、我々はそのように考えていないので、やはり格差は広がつておる、こういう認識が正しい。何を基準にするかというところが一つの問題ではないか、こういうふうに思ふのですが、しかし、特に諸外国に比べて日本の場合は富の多くが企業に集中している。アメリカの場合であれ

ば、個人に所得が集中して、そして個人が税金を納めるということになっておるのですが、どうも日本の場合は、各個人に所得が集中しているというよりも圧倒的部分が企業に集中している、こう言つてもいいのではないかと。

例えば、日経ビジネスの調査というのがありますが、それでは、例えば野村証券の従業員一人当たりの一年間の経常利益は四千五百五十九万円に上つておるのです。一人がですよ、一年間の給料です。その程度も上つておるのかという点になります。それから、都内各所に高層ビルを保有している森ビルですね、これは何と十二億八千四百七十六万円。それから例の最上恒産ですね、これは十億九千九百七十七万円。一人これだけ稼いでおることになるのです。だから、いかに企業がおもつかつておるのか、こういうあかしではないか、こういうふうに思つておるわけであります。

土地投機や株の売買で法外な利益を上げておる大企業あるいは大法人こそ、私はやはり課税強化の方策をとるべきだ、こういうふうに思つておるわけであります。

それからもう一つは、必要のなくなったというのですか、そういう租税特別措置、あるいは各種の準備金や引当金をこの際抜本的に、ちよつとご改正されておりますけれども、やはり抜本的に見直しをして改正すべきではないか、こういうふうに思ひます。

それからもう一つは、やはり土地税制の見直し、あるいは先ほど申し上げました利子配当課税の強化などに手を加えるべきではないか。このよう不公平税制の是正によつて恒久的な減税財源を確保できるのではないかと、またすべきである。また、そのことによつて高齢化社会における社会保障の整備も、私は十分ではないか。税を取るべきところから取らないで、取れないものだということにして、取つてはならないという一般大衆から新型間接税というふうな形で、安易

な形の増税を私は図るべきではない、こういうふうに思っておるわけでございまして、そのことを特に訴えまして、一言大臣から感想めいたものをいただけたらありがたい、このように思います。

○宮澤国務大臣 我が国が、いわゆる企業国家であるとき、企業と個人との関係がどうなることになっておられますか、これはやはり企業側、個人側、労働の分配率であるとか、いろんな問題があるいはあるのかもしれませんが、ちよつとこれは税の話を超えますので、私、これという考えを申し上げる資格がございません。

ただ、法人につきまして、今、世界どこでも本社を立地できる時代でございまして、法人の税負担というのはやはり国際的な水準というものがあつて、それより余りに重いということは、我が国の場合いふんな意味で、これは企業ばかりでなく雇用の問題にも関係し得るわけでございまして、もう少し軽減していくべきだと思つておりますが、ただその際、御指摘のように現行のいろいろな法人課税に関する制度の中で、必ずしも不公平とは申しにくいものもございまして、やはり税率を引き下げるかわりに、制度としては改めたらどうかと考えられるものが幾つかございまして、御指摘のように、そういう点が幾つかございまして、それは一緒に考えていかなければならないと思つております。

○上田(卓)委員 ありがとうございます。

○越智委員長 次に、日笠勝之君。

○日笠委員 四月一日から、いわゆる新マル優に変更するわけでございます。

昨年の十一月には、既にこの新しいマル優の政令が發布されておるわけでございますが、実はこういう投書が新聞に出ておりました。ちよつと大臣、簡単でございまして、聞いていただければと思います。

兄の子供は三人兄弟(小学生、中学生、高校生)ですが、両親がすでに死亡しているため、現在、遺族年金を受給しています。この場合、

新マル優の非課税措置は受けられるのでしょうか。(兵庫県、会社員・50歳)

というのがございまして、いかがですか。

○水野政府委員 新しいマル優と申しますか、これは四月一日から適用になる少額貯蓄非課税制度は、お年寄り、身体障害者、母子世帯、母子家庭と申しますか、大ざっぱに申し上げてそのような範囲のものとして御審議をいただき、制度化していただきました。御指摘のようなケースにつきましては、この中には含まれないところでございまして、

○日笠委員 私は、交通遺児、災害遺児、また病別で両親を亡くしたいわゆる未成年の方々、何人ぐらいいらっしゃるかということ各省庁に電話していろいろ聞きまされたけれども、結論としては統計が出ておりません。が、しかし、交通遺児と申す方は、推計によりまして十万人とも言われておりますし、災害遺児は一万五千人、病別はさっぱりわかりません。

両親が亡くなつて、その両親の生命保険料であるとか、死亡退職金であるとか、預貯金というものが残されたいわゆる未成年の方、特に児童生徒、こういう方々に相続をされるということも十分あるわけでございまして。そういう方々の預貯金にもこれは利子の二〇％は課税をされる、こういうことでしょうか。

○水野政府委員 先般の改正におきましては、利子所得と申しますか、預貯金からの利子、これは原則としてはひとつ課税をお願いいたしたい。こうしたものは、現役の方々が所得を稼得される、稼得された残りの中で預金をされる、そうしたものににつきましては原則としてはこれは課税をお願いいたしたい。しかし、御本人の稼得する能力が減退した場合、こうした場合の方々、それが先ほど申し上げた高齢者、母子世帯あるいは身体障害者でございまして。こうした方につきましては、その預貯金利子を一定金額まで非課税にする、そういう趣旨でございました。

御指摘のようなケースにつきましては、この

方々が未成年者であるということで、稼得をされて預貯金を得られているというケースではないと思ひますので、そうしたケースにつきましては、今回の非課税制度といったものはその趣旨としては含まれていないところでございまして。

○日笠委員 もし相続を受けた場合は、未成年控除というものがございまして、ある程度は優遇されます。

この投書の答えはどうなつていくかといひますと、

残念ながら非課税措置を受けることはできません。しかし、まだ、三人とも在学中で今後も教育費はかかります。有利でなおかつ安全な貯蓄方法を考えてください。

これが答えなんです。これは大臣、もう政令は出ちゃつた。こういう方々が抜けておるわけですね。いわゆる恵まれない、両親も亡くした、これからは教育費はかかる、最も政治が手を差し伸べていかなければならない方々であるかと思ひますが、どうでしょうか大臣、これは大臣決裁でこういう方々を、ひとつ非課税適用を受けられるように何とかなりませんか、でしょうか。

○宮澤国務大臣 それは、この投書の方には非常に御同情をいたしますけれども、昨年、この制度を改めましたときに、いろいろ御議論がございまして、資産所得でもございまして、基本的にはもう課税をさせていた。その場合、今主税局長が申し上げましたように、老人とか母子家庭とか身体障害者、稼得能力のない方々といったようなふうにも申しましたよろしいのでしょうか、に限つて残す。しかも、その方々が、いわば比較的に容易に確認できるということが行政上はどうしても条件になるわけでございまして、そして、何と言いましても、確認できたその状態がそう始終は変わらないと申しますか、若い方でしたら成長さ

れるというふうなことがございまして、そういったような場合に限つて残したということがございまして、必ずしも社会的に特に救

済をしなければならぬ方々にこの制度が一般的に及んでいるというふうには実はなつておりませんで、そういう意味で今のような方々は、お気の毒であるとは存じますものの、この制度の対象にはしにくかつたということでございます。

○日笠委員 私、よく言うのですが、理屈というのは幾らでも立つわけでございます。まさに税金の税という字は、御存じのように、のぎへんにチョンチョンとして兄という字を書くわけでございますが、右に左に頭の大きい人が全部かすめ取つていくというのが税金の字の語源でございます。ですから、そういう意味からすれば、こういう方々にこそこの少額貯蓄非課税制度を残さなければいけない。これは税理論ではなくて、政治のホットな、ハートフルな、メンタルな面です。でないと、これから私、この後やりますけれども、では十年所有して、父母とか祖父父母から相続、遺贈を受けた方々が、なぜ買いかえ特例が残るのですか。これは大臣も何通も本会議でおつしやいましたよ、墳墓の地とか。墳墓の地といふたら生涯そこへ住む。しかし、それが特別な事情があつてやむを得ず行かなければいけない、そこにハートフルな、ホットな政治の手が入つたから、買いかえ特例を残したんでしよう。そういう資産家には残して、こういう恵まれない、本当に何とかしてあげなければいけない方々はもう全然無視する、これが本当に日本の政治であつていかどうか。ですから、これは政治決裁ですね。理屈じゃありません、これは。どうでしょうか、大臣。

○宮澤国務大臣 ただいま申しましたことに尽きるわけでございまして、この新しい制度が社会的に非常に救済をする人々のためにすべて残されたというわけでは経過としてなかつたわけでございまして。そういうことがございまして、こういう場合になかなか適用しにくい……これ以上のことを申し上げますとちよつと余計な理屈になりますので、そこまで申し上げておきます。

○日笠委員 だから政治決裁で、もう既に政令ができてしまいましたが、本来ならば国会の議論を踏まえて政令をつくる。私たちは議論した後、政令なんか見たことはありません。勝手にもう公布してしまつて、もし先に見せていただければこういうことがわかつたかもしれない。これは今すぐとは言いませんが、政令を改正するときは大臣、ひとつ念頭に入れて、こういう方々にこそ、わづかな方でしょう、レアケースでしょう。何かしよう、大臣、そういうふうな決意だけでもお聞かせ願いたいと思います。

○宮澤国務大臣 これはいずれにしても法律事項でございますので、検討させていただきます。

○日笠委員 検討するという前向きな御答弁が出たとして、夜も遅いですし、それでよろしいですね。前向きに検討していただくというふうに理解いたしました。よろしいですね。

○宮澤国務大臣 この投書の場合につきましては、もう少し立ち入って申し上げますという事柄なことがあつてございまして。したがつて、このケースというふうにいいますかどうか、いろいろなことがございまして、検討を続けさせていただきます。

○日笠委員 私は、次期の政令改正のときには前向きに取り組んでいただけたと理解しないと次へ進めませんから、いきたいと思つてます。

去る三月十日、この場所で大蔵院の予算委員会がございまして、竹下総理が、大型間接税につきまして苦吟の末卒業論文を書いたつもりだと思つてしまつて、六つの懸念なるものを示されまして、たね。この六つの懸念というのは、当然大臣御存じでしょうが、確認いたしますと、一つは逆進的な税の体系になるのではないか、二つ目には中堅層の不公平感を増すのではないか、三つ目、所得税を納めてない人にも負担増になるのではないか、四つ目、税率の引き上げが容易に行われるのではないか、五つ目、納税事務の負担が大きくなるのではないか、六つ目、物価等を押し上げ、インフレになるのではないかということをお答えさせていただきます。

れたわけでございます。

宮澤大蔵大臣、この六つの懸念は、竹下総理は卒業論文を書くつもりでございまして、いまだけれども、評価はどうですか。秀、優、良、可、不可といきますと、いかがですか。

○宮澤国務大臣 これは衆議院の予算委員会でお尋ねがございましたときに、総理大臣がひとつ考えてみようということで、大分長い時間を使われましてお考えになりました。これは、やはり昨年のあつた国会で政府案が審議未了になつたという非常にショッキングなことがございましたし、それはよほど反省をして出直さないといいけないといふことを私もひとつ考えておるわけでございまして、それにつきまして、今度はどういふことを一番戒心しておかなければならないかということをお尋ねの懸念という形で表現をされて、そしてそれに対してどのように対処すべきかという心構えを言われたものであつたと思つてます。これは、やはり今後将来において、このような何かの形の新しい税金の御審議をお願いしたいと考へておられる総理の立場としては、非常に謙虚に問題をお考えになつた、その答えであるというふうに私は承知をいたしております。

○日笠委員 六つの懸念。六つなというのは、ろくなことはないの口でございまして。せめて八つの懸念ぐらいで、八つは開く義ということがあるから。まだあるでしょう。例えば、消費者に転嫁できるのかできないのかという懸念なんかないのですか。また、取引がガラス張りになつていふような懸念はないのですか。また、非課税品目はどうなるかという懸念はないのですか。この六つで言ひ得て妙なんですか。それから、秀が優か良か可か不可かと尋ねておるわけですか。どうでしょう。

○宮澤国務大臣 その取引がガラス張りになるというのはいかぬ、納税者のお立場から言えば本当はガラス張りというところは困られるのでございまして、秀が優か良か可か不可かと尋ねておるわけですが、いろいろな問題がまだございまして、まあまあ中心になる問題を挙げられたのだらうと私は思つておる。これで問題が尽きておるといふことでは無論ないと思つてます。

○日笠委員 まあまあというところは良々いですが、甲、乙、丙、丁の乙ぐらいでしょうか。

まだ六つの懸念はたくさんありますし、総理がおつたように、この六つをクリアできるような大型間接税というのは世界じゅうに存在するのかもしれないと言へるわけでございまして。これ以上言つて、間接税議論に引き込まれるようになりまして、それでやめておきますけれども、やはりひとつとつと売上税のときの反省に立つて、国民が本當に聞きたいこと、いわゆる第一線であるところを頭に描いて懸念なりお考えにならなければ、これは六つやそこらじゃないこととございまして、もう少したくさん出した方がいいのじゃないでしょうか。

それから、租税特別措置の概論からいきたいと思つてます。

六十三年度はこの百七十六項目を特別措置されるわけでございまして、これをざつと一項目ずつ見ていきますと、有価証券の譲渡所得の非課税というのはいくらと出てくるのです。ところが、先日出されました六十三年度の租税特別措置による減収額試算には、この有価証券の譲渡所得の非課税において幾ら減収するかという試算は全然出てきません。出てこないというところは、全然把握がつかないというところなんでしょうか。ある程度推計はつくのでしょうか。私、一度前にキャピタルゲインのことで大臣に質問しましたら、全く雲をつかむような話で推計ができていないとおつしやいまして、それでは、そういうことで減収額試算には載せてないのでしょうか、どうなのでしょう。

○水野政府委員 先ほどお話をいたしましたように、大口のものにつきましてはこれによつて課税が行われておる。こういう譲渡所得でございまして、通常で申しますと五十万円控除、その二分

の一課税というのがこういうものの原則でございまして。大口のものでございましてこの五十万円控除をいたしましても課税所得は残るわけでございまして、そこそこの譲渡所得でございましてこの五十万円控除で落ちてしまふとこういうこととございまして、大口のものは原則として課税されつつ原則は非課税であるということと五十万円控除があるというところを組み合わせますと推計がかなり困難であることと、また原則課税をいたした場合は、現実には大口で經常的なものは課税される建前になっておりますので、これをどのように計上するかというところは、うした制度の面から見てもいろいろ難しい面がございまして、現在計上はしておらないというのが実情でございまして。

○日笠委員 その減収額試算の合計は一兆六千九百四十億円という莫大な金額になつておるわけですね。もし俗にキャピタルゲインを総合課税するともうはるかに二兆円を突破するのじゃないかと思つてます。それだけの政策誘導をいまいしやうか、政策目的のためにこういう特別措置をしていくというところでございまして、有価証券の譲渡所得の非課税がどれだけの減収額かちよつとわからない。これが非常に多いということと、何となく臨調なり行革審なりいろいろなところからこの租税特別措置の見直しをしるということを要求されておるわけでございまして。余り金額を膨らませ過ぎるとそういう声が大きくなるから少な目にやつていふのじゃないかという疑いも持つわけでございまして、主税局長、これはどうなんですか、政府税調でキャピタルゲインのことは原則課税で御論議されておるわけでしょう。こういう推計の資料も何も出さずに政府税調の皆さんは論議をされておるのですか。それとも私もただにそういう資料はただだけのですか。局長、どうですか。

○水野政府委員 いろいろつくりました資料で税制調査会等にお出ししているものは全部当委員会にお配りされておると思つておりますので、こ

こで隠しているとかいうことでは全くございませ

先ほどの与野党の政策担当者会議におきまして
の共同修正要求にございすキャピタルゲイン課
税の強化という項目もあり、これの金額も試算を
いただいているところでございます。現在そこら
の点についても検討が行われておるところでござ
いますので、そうした推移も注視させていただき
たいところでございすし、一方、政府税制調査
会においてはできる限りの資料をお出しして御検
討をお願いしているところでございす。

○日笠委員 キャピタルゲイン原則課税というこ
とであれば、そういうものも資料もなければ
我々もやぶをつつくようなことになりますので、
また資料もいただければと思ひます。

この中身にちよつと入っていきますが、例えば
鉱業用坑道等の特別償却という項目がございま
す。これの六十一年度の適用件数、減収額試算は
お幾らだったのでしょうか。

○水野政府委員 これは戦後石炭が非常に盛んで
あったところのもので、なお現在相応の石炭産業が
続いているところでございますので、そうしたも
のとして継続されて適用されているものでござい
ますが、先ほどお示しの数字は、一億十億円を基
準にいたしまして、この十億円のオーダーになる
ものにはここに計上させていただきます。それが先ほ
どの金額の合計額になるわけでございます。税収
全体としての見積りにおきまして各税目十億
円を一つのめどとして計上させていただきます。お
きまして、この鉱業用坑道は現時点におきまして
はもう件数もそれほど大きくない、それからまた
そうした産業の所得が余り大きくないところでご
ざいますので、いずれにしても十億円未満になる
ものでございすので計上はいたしておらないと
ころでございます。

○日笠委員 私は六十一年度の適用件数とその減
収額をお聞きしているのです。

○水野政府委員 先ほど申し上げたようなことで
最近戦後の一時期に比べれば減つてきておりま

して、六十年度まではございましたが、六十一年
度はサンプル調査ではございすがそうした適用
はないというのが実際でございす。

○日笠委員 同じく証券取引責任準備金、これも
六十一年、六十一年ぐらゐの適用件数と減収額は幾
らですか。

○水野政府委員 証券取引責任準備金は、その積
立額が一定の頭打ちを置いておりますので、近年
におきましてはその金額の伸びはほとんどない
ところでございます。この準備金の積み立ての減収
額の計算をいたしましては積み増し分を減収額の
計上の基準といたしておりますので、最近の年度
におきましては積み増し分がないかあるいは十億
円未満ということで計上はいたしてございませ
ん。

○日笠委員 五十六年の臨調の第一次答申にこの
租税特別措置についてこういう指摘がございま
す。「利用状況が悪く政策効果の期待できないも
の」一は見直しをしろとあります。同じく行革審
の五十九年七月二十五日の「意見」と称するもの
の中には「租税特別措置については、政策目的や
効果に照らし、引き続き厳しい見直しを行う。」こ
うあります。ところが、六十一年ぐらゐから、項目
数も、六十一年が百六十三項目、六十一年が百六十
八、六十一年が百七十三、六十一年はまだ案でご
ざいすが百七十六と、少しづつふえておりま
す。金額もふえております。こういうことから、
政策効果の薄いもの、政策誘導するにいかかな
いものかというものは、臨調、また行革審からも厳
しく指摘をされておるわけでございます。

この点は大臣にお答えをいただかなければいか
ぬと思ひますが、今後どのようにこの租税特別措
置の厳しい見直しをしていかれるか、御決意をお
願ひいたします。

○宮澤国務大臣 これはまさに臨調の言われるこ
とが本当だと思ひます。今後とも厳しく見直しを
いたしてまいります。

○日笠委員 資源エネルギー庁が来られておりま
すが、先にちよつと一問お聞きしたいと思ひま

す。

御存じのように、今度石油税が従価税から従量
税に変更いたします。お聞きしますと、従価税か
ら従量税に変わりますと一キロリットル当たり
二・四倍くらい税負担は上昇するわけでございます
。これは揮発油、ガソリン、リットルに換算し
た場合は金額にして税負担がどのくらいアップに
なるのでしょうか。

○内藤正三政府委員 お答えいたします。

先生御承知のとおり、現在は従価税でございま
すので、原油価格の動向とか為替レート等により
まして税金額が変わつてまいります。したがいま
して、一応の仮定として六十二年上期を固定し
て原油とつてまいりますと八百十五円パーキロ
リットルの税金をいただいております。したが
も、今回の税制改正でキロリットル当たり二千四
十円というところをお願いしておりますが、そのと
きにあわせまして原油開税を百十円パーキロリッ
トル引き下げていただくということで、それをお
認めいただければ、結論的には千九百三十円とい
う税負担でございますから、差し引き千五百十五
円パーキロリットルという負担になります。したが
いまして、ガソリンの価格は大体今リットル当
たり百十九円程度でございますので、一円十銭程度
というところでございますから〇・九％程度とい
うことでの水準というのが実態でございます。

○日笠委員 六十二年上期に固定をいたします
と、ガソリン代が、転嫁していくのが当然でござ
いまして、平均的な家庭の家計に及ぼす影
響はどれくらい金額になりますでしょうか。月
でも年でもいいですか。

○内藤正三政府委員 今ガソリンに例をとつてお
答え申し上げますと、運輸省の陸運統計の最新版
のもので判断いたしますと、六十二年一月時点の
自家用乗用車一台一日当たりのガソリン消費量が
四・一七リットルでございます。したがいまして、
一円十銭掛ける四・一七ということでございす
ので、一日一台当たり四円六十銭程度の税負担に
なる。したがいまして、それを年間計算いたし

ますと、千六百七十五円くらい車一台当たりを負
担増になるということでございす。

○日笠委員 わずか千六百七十五円、これは平均
でございすから、使う人はこの三倍も四倍も恐
らく負担をするわけでしょう。これは卸売物価も
相当下がつておるといふ状況の中でこれだけが上
がるということにもなるわけでございます。

問題は、今全国に六万ガソリンスタンドがあ
る。給油所がある。これはもう過当競争の一途を
たどつておるわけでございますが、いわゆる税理
論からいいますと、この一円十銭何かが石油
税のアップしたものは結局消費者に転嫁をしなけ
ればいかぬわけですね。さあ、これができるかど
うか。私も何軒かのガソリンスタンドに聞きまし
たけれども、こんな過当競争の中で、お客さんに、
今度石油税が八月から上がりまして、一円何がし
か上げますというようなことは言えない。上げて
も一円だ。あとの十銭は自分のところが面倒を見
なければいけない。これが大型消費税の欠点であ
る。まさにこれが序盤戦ですよ。ガソリンスタン
ドは転嫁できないと言ひます。そういうことでご
ざいす。

一店舗当たりの月平均のガソリンの販売数量
は、大体四拾五入いたしますと六十キロリットル
だそうでございます。これで、一円十銭と先ほど
おつしやいましたけれども、六万六千円上がるわ
けです。ところが、粗利益は今リットルで十二、
三円でございますから、六十七、八万円。という
ことは、粗利益の一〇％の石油税をガソリンスタ
ンドは面倒を見なければいけない。とても面倒見
れませんかというのが町の、皆様が給油している
ところのガソリンスタンドの経営者の声です。と
いうことは、今度八類型考えられておりますこと
ろの俗に言う大型間接税も同じことが言えるわけ
です。だから私は転嫁ということは懸念にないの
ですかと申したわけですよ。

これはどうなんですか。資源エネルギー庁
さん、こういうふうなことは、ガソリンスタンド
の過当競争、石油税は上がる、お客には転嫁でき

ない、どのようにガソリンスタンドや皆様方にPRなり環境づくりをして御理解願うていこうとお考えでしょうか。

○内藤正政府委員 今御指摘のとおり、石油税、最終的には消費者に転嫁すべきものであると考えております。あわせて、御指摘のとおり、ガソリンスタンドが大変な過当競争をいたしてございまして、苦しい状況にあることも事実でございます。したがって、今後の増税がいかに転嫁されていくかということについては、基本的には市場メカニズムでございまして、予見はなかなか難しいわけでございますけれども、石油政策といたしましては、ガソリンあるいは軽油等々の油種が適正な価格維持ができるように、独禁法の不正な取引方法を排除するという観点からの適正な価格維持ができるように、昨年来いろいろ検討を進めております。

例えば、ガソリンにつきましては、昨年三月に石油審議会の特設流通問題小委員会答申を受けてまして大綱を定めておりますけれども、その中で、例えば採算割れ防止を図るため独禁法を弾力的かつ機動的に適用するというふうなスキームも公正取引委員会と一緒に検討してございまして、事後調整の徹底であるとか、あるいは特に過当競争の激しい地域につきましては揮発油販売業法に基づきまして地域指定をいたしまして過当競争を是正するとか、あるいは基本的な構造改善をいたしますとか、いろいろ手を例えばガソリンについて打ってきております。

かつ、他方、軽油につきましても、昨年の十二月以降同じような石油審議会の軽油流通問題小委員会の答申を受けて公正な競争を推進するためのルールを策定いたしておりますし、その徹底を現在図っております。かつ、購買者側においても、カルテル類似のことがないかどうかというふうなことで公取と一緒に市場の適正化に努めておるわけでございます。

そういうことで、プライスメカニズムが明確にワークするということがなれば結果的に転嫁が可

能になるわけでございますから、独禁法の適正な運用を含めてプライスメカニズムが働くような努力を石油政策としてやっておるというのが一つでございます。

それから、今御指摘のPRをどういうふうにするのかという点につきましては、今後、お認めいただければ八月実施ということでございますので、それまでに十分に検討いたしたいと思っております。それから、例えば通産省の所管業種の中で需要にかかわるところに税が上がりましてということをお知らせするとか、それを単に通産省のみならず他省庁にもぜひそういう周知徹底方をお願いをするというふうなことで内容の徹底を図っていきたくと思っております。

○日笠委員 大臣、わずか一円二十銭上げて転嫁することがいかに大変なことか、大型間接税もよくよく考えたかなければならないと思っております。

では、時間も来ましたので、三十六条の関係の居住用財産を譲渡した場合の課税の特例の改正について何点か伺いたします。これはもう皆さんの方が御案内のように、所有期間十年を超える居住用家屋及びその敷地で、父母または祖父から相続または遺贈により取得したもののうち三十年以上の居住に供したものは、これは買いかえ特例を残すということでございます。これを何点かお聞きします。

これは事務方のお話でしようから局長にお伺いしますが、父母または祖父ですが、曾祖父、ひいじいさん、これはだめなんでしょうか。高齢化社会ですからこういうこともあり得るかもしれませんね。

○水野政府委員 この制度の趣旨は、やはり二世以上でわたって住んでおられたという場合を対象としたものでございまして、が、その場合は、父母または祖父父母ということが通常の場合と思われましてございまして。もちろん極めて例外的に曾祖父父母といったケースもないわけではございませんが、代襲相続ということは一代限りの

ものでございまして、またそれを遺贈されるということになりますと、それはいわば今度は相続税の世界で申しますと二世代飛び越す遺贈でございまして、それは別の観点からするといかがかというふうな感じもするわけでございますので、今回の制度としては、形式的にはそこまでは切らせていたで、父母または祖父父母ということで御提案をさせていただいてるところでございます。

○日笠委員 要は、いかぬということですね。それから、例えば、相続、遺贈により取得したものとございまして、生前贈与とか死因贈与ということもございまして、この場合もだめなんでしょうか。相続とか遺贈じゃなくて、生前贈与されたと死因贈与によって十年以上所有し三十年以上一緒に居住しておったというふうな条件を満たした場合はだめなんでしょうか、贈与関係は。

○水野政府委員 やはり相続ないしはそれに準ずる遺贈という自然体としての承継というものを対象としたものでございまして、そうした生前におきまして、この人為的なものといったものまでこの制度に含めるのはいかがか。先般も申し述べましたが、基本的に申しますか原則的にはこうした制度はいかがか、残すとしたとしても、極めて特殊な事情と申しますか状況が見受けられる場合に限りまして存続をいたしたくことがいかがかという観点から御提案をいたしておるところでございますので、通常の贈与等につきましては外させていただきますところでございます。

○日笠委員 配偶者ですね、御主人が亡くなって配偶者が相続、遺贈を受けた、三十年以上住んでおる、十年以上所有しておる、これもだめなんでしょう。あくまでも直系の子供とか孫じゃなきゃいかぬということですか。配偶者は対象外でしょう。イエスカノーかで答えてください。時間がな

い。

○水野政府委員 ノーでございます。

○日笠委員 ノーですね。

そして、一代で自分が買つて五十年も六十年も住んでいる。二代じゃないんですよ、一代。自分が買った。六十年も住んでおる。その方が特別な事情があつて買いかえしなければいけない。これもイエスカノーか。どうですか。

○水野政府委員 先般も申し述べましたが、この制度の趣旨からいたしまして、それは除外させて御提案しているところでございます。

○日笠委員 だつて、大臣は本会議で、墳墓の地だと特別な事情があるとおっしゃったんですよ。五十年も六十年も住んでいてどこかへ行くのかというのは、これが特別な事情じゃないんでしょうかね。

ですからいろいろ疑問点が出てくるわけなんです。土地行革審と言われたところで、土地対策で買いかえ特例は見直しをしる、それを受けた政府の土地対策の要綱の閣議決定でも、見直しをしる、政府税調も、見直しをしる、自民党税調だけがなぜかしらこれを入れてきたのですね。その辺からおかしなところが出てくるわけですよ。

おまけに、政令で定める。政令で定める、政令で定める、何か政令のオンパレードですね。政令はもう決まっておるのしょうか。私は売上税のときに政令の骨子というのを示していただきまして、この際これを示していただきまして、この際がどうしても合点がいきません。不公平である、整合性がない、実際に、実定法に則していない、こういうふうな思ひます。政令は見せていただけるのでしょうか。

○水野政府委員 政令は、法律を可決成立させていただいた段階におきまして、それまでの国会での御議論等をも踏まえまして、その時点で準備するというのが通常の姿でございますので、現在準備のところでございます。

○日笠委員 売上税のときは出していただいたわけでしょう。ですから、そういうふうな国会の議論を踏まえておっしゃつても、もとへ戻りますのが、両親の亡くなった子供なんかはマル優の適用を受けられない、こういうことになるわけですよ。

どうでしょうか、委員長、政令の骨子をひとつまず見せていただく。でなければ、このところが問題です。これは不公平です。整合性もありません。実態に即していません。奥さんはだめだ。ひ孫はだめだ。

まだありますよ。災害等で家屋がなくなつてしまつて新しく建てたのはどうなんでしょうか。全く新しくなつたんですよ。家が大きくなつたといふんですか、これはいいのですか、だめなのですか。時間がありませんからイエスカノーかで言つてください。

○水野政府委員 奥さんの場合でございますとか曾祖父母、これはもう法律の問題としてノーとしてお答えをいたしておるところでございます。災害等におきまして同じ敷地で建てかえがされた、こういう場合は、まさに三十年間居住の用に供していたものとして政令で定める、そのところあたりはまさに政令の事項でございますして、検討中の段階でございます。

○日笠委員 だから、委員長、わからないわけですよ。雲をつかむような話になるわけですね。これはひとつ政令の骨子を見せていただいて、このところをもう少し私も吟味したい。自民党税調でばつと出てきて、ばつとこれに食いついて、局長も非常に答弁に窮しておるじゃありませんか。

大臣、どうですか。売上税のときは政令の骨子を見せていただいたじゃないですか。一たん論議した後は、論議を踏まえて、あとは野となれ山となれ。マル優だつて、こんなかわいそうな子供が全然適用を受けられない。これはとてもありません。

どうでしょうか、委員長におかれてひとつ督促してください。

○宮澤国務大臣 政令となりますとやはり国会の御審議をいろいろ承りましてその後というところでございますから、今お尋ねの趣旨は、この部分の適用の範囲や理由等がたゞ政令に落ちておつてわからぬ、こう言われるのでございますか。

ら、政令という厳密な形でございませんでも、何を一つ一つが考へておるかというのを何かの形で整理してお目にかけるようにいたします。

○日笠委員 やつとこれで質問したかがあります、ぜひお願い申し上げたいと思います。

最後に、租税特別措置法全体のことでございますけれども、どうなんでしょうか、だんだんとふえておるといふことは先ほど言いましたが、例えば抜本改正、どんな中身かわかりませんが、今考えられておられる抜本改正の法案が、出ることは望みませんが、もし出るとなれば、こういうものは大幅に見直しをされたものが出てくるのでしょうか。それともそれは残したままの抜本改正を出すつもりなんですか、大臣。租税特別措置を残したままの抜本改正が出てくるのか、抜本改正から租税特別措置は厳密に見直しして出てくるのでしょうか。

○水野政府委員 租税特別措置法の個々の項目で申しますと、これは税制の基本原則からいたしますと、政策目的からいたしましてそれがある程度必要であるということから個別に講じられていくものでございまして、それは全体としての社会経済情勢の要請によるものでございまして、一方、抜本改正におきましては、所得、消費、資産、バランスのとれた税制ということでございます。その中におきましては、先ほどお話のございましたようなキャピタルゲインの問題等、そうした所得、資産、消費の中で大きな問題に関連するものは、抜本改正の中である程度ものを成案を得てぜひお示しをいたしたいと考えておるところでございます。

○日笠委員 終わります。

○越智委員長 次に、柴田弘君。

○柴田(弘)委員 もう時間も随分遅くなりましたので、簡潔に御質問申し上げ、なるべく早目に終わりたいと思います。大臣も予算委員会から引き続き、大衆御苦勞さうでございます。ひとつ簡潔に御答弁をいただきたい、こう思います。

私は、きょうは不公平税制の是正という問題について執行面、制度面からいろいろ御議論をしたい、このように考へておりますが、その前に、財政再建という問題につきましてこの際お聞きをしておきたいと思うのです。

大臣、竹下内閣における財政再建の目標というのはあると思うのです。何でございましょうか。

○宮澤国務大臣 内閣として明確にこの問題を定義し直したことはございせんが、前内閣からの継続でございまして昭和六十五年年度には赤字公債依存の体質から脱却をいたしたいという目標はぜひ達成をいたしたい。そのためにと申しますか、そういう目標のもとに一般歳出はゼロシリリングで運営をしてこの六十三年度に及んでおるわけでございますが、一般的により優先度の低い歳出を抑えまして赤字公債に依存の体質から脱却をいたしたいというのが当面の一つの目標でございます。

○柴田(弘)委員 おつしやるとおりだと思ひます。そこで、先日の参議院の予算委員会において、六十五年年度赤字国債の脱却、大蔵大臣が自信を示された、こういうふうな新聞報道がなされております。大蔵大臣は、「六十五年年度に赤字公債脱却の目標は、現実の射程内に入つてきている。正常な経済運営が何より大事で、(それさえ続けば)二年かけて目標に接近、達成できるのではないかと、六十五年年度赤字公債脱却の実現に強い自信を表明した。」とあります。いかがでございますか。

○宮澤国務大臣 そういう趣旨のことを最近申し上げたのでございますが、何よりも経済運営が、ただいま順調にいつているわけでございますが、いろいろ内外のこともございますから、それらを通じまして比較的順調に経済が動いていくということが何より大事なことで、政府としてもそれに全力を挙げて努めなければならぬと思つておりますが、そういうことの中から、なお不急不急の歳出は抑制しつつ、あと二年間で一年一兆五、六千億ずつ落としていけばよろしいわけでございますので、何とかこれはやりたいと思つておるところでございます。

でございます。

○柴田(弘)委員 それで、この経済の調子が続いているれば私も六十五年年度の赤字国債脱却は決して不可能ではない、こんな感じを持っています。大臣も御承知のように、臨時行政改革推進審議会が昭和六十一年六月十日に答申をいたしました中で、要するに財政再建の道筋というものは、一つは先ほど申したようないわゆる「赤字国債に依存せざるを得ない財政体質から脱却すること」である、つまり六十五年年度赤字国債脱却であります。もう一つは「中長期的にも、財政本来の機動的役割を果たし得るため、全体として国債依存度を低めていく必要がある。」この二点が述べられております。

でありますから、できると思ひますが、六十五年年度赤字国債脱却をするとなれば、やはり私は六十六年度以降の何らかの財政再建の目標というものをそろそろ考へていくべきではないか。例えば国債依存度が六十三年度当初予算はたしか一五・六％であつたと思ひます。だから、例えばこれを一〇％にするとか、あるいは一〇％以内にするとか一二％にするとか、しかも、現在経企庁の方で、新経済五カ年計画、六十三年度から六十七年度でございまして、これを審議中であります。経済企画庁の方でこれを作成しております。やはりそれらの方へも、この国債依存度の引き下げというところを、その目標というものを働かすべく必要があるのではないかと。それにはさういつた目標も、六十五年年度のことでございますからあと二年ですか、ですからそろそろ財政当局としても新たな目標の設定に向かつて、臨時行革審がこう言つておるわけでありまして、私は考へていくべきではないか、こう思ひますが、いかがですか。

○宮澤国務大臣 とにかく赤字国債の新規発行をゼロにしようというのが当面何とか達成したいと思つております目標でございますが、さて、仮にそれが達成されました、実は申し上げるまでもなくいろいろな問題がございまして、ここへ参りますまでの間にずっと一般会計をゼロにしないまい

ナスで一般歳出をやつてまいりましたけれども、それとの関連でいろいろあれこれ財政的な工夫をいたしております、あちこちから借りたりして、おるものもございまして、そういうものをいづれはまた返していかなければならぬという御承知のような問題がございまして、それから、赤字公債をやめまして建設国債はすぐにやめるといふわけにまいらないわけでございますから、そういう意味では国債発行額は依然としてふえ続けるということに一応なるわけでございます。

そういたしますと、国債依存度は確かに減つていくわけでございますが、公債費そのものは減つていかないということになります。一般会計が非常に大きな限り、やはり国債費が二割もあるという状況は簡単に直らないということがございまして、まさに柴田委員の言われますように、幸いにして赤字国債をゼロにできた、その次は何を具体的な目標に置くかということとは考えなければならぬときになりつつあるわけでございまして、おっしゃいますように、これは経済企画庁の今度の新しい経済計画にもならみながら、次の段階の問題をやがて考えていかなければならぬであろうと考えております。

○柴田(弘)委員 いわゆる公債費二〇%というものは、これは一つの目標かもしれませんが、とにかくその発行、もとを上げていく財政運営というものを今後していかなければいけない。確かに赤字国債はゼロになつても建設国債は発行しなければならぬ、これは私も言つておりますので、それは依存度を急激に下げろ、こういうことを言つてゐるわけではないわけでございますけれども、やはり一つのメルクマールというものを持たたいわけの財政運営をしていくべきではないか、こういった意味で目標を設定してください、そろそろその時期ではございませんか、こう言つておるわけでございますので、重ねてひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 それはおっしゃるとおりであると思ひます。

○柴田(弘)委員 では、次に進みます。

今各委員からもお話がありました、六十三年度予算修正に絡む与野党合意、これは、あくまでも私も野党が要求する減税実現のための財源論議には大型間接税を絡ませない、こういった合意であると思ひます。第一回目の会合が始まつて、そして自民党の方から間接税論議云々という話が出たかどうか知りませんが、何か雲行きがおかしくなつておるわけでございますが、この与野党合意を見てまいりますと、もし順調にいけば、いわゆる四月の予算成立までにその結論を得る、こうなつております。その結論を得た税制改革というものは、私は、政府としてもこれを遵守し、尊重し、実行すべきである、このような考えでおりますが、いかがですか。

○宮澤國務大臣 ただいまのお尋ねの意味は、この三月八日の合意に基づきまして現在行われております各党政策担当各閣の協議の結果、この合意事項について具体案が合意された場合に政府はどうするかというお尋ねでございますが、公党間でそういう合意ができました場合には、もとより政府はそれを尊重しなければならぬと思つております。

○柴田(弘)委員 尊重するということは、それを実施するということですか。

○宮澤國務大臣 政府としては合意の趣旨に従ひましてその具体化を図らなければならないと思ひます。

○柴田(弘)委員 実施するということで、前へ進みます。

それで、今日笠委員からも大型間接税に対する竹下総理の六つの懸念ということについてお話があったわけでありまして、私も同様に思ひます。中小零細企業に与える打撃、本当に転嫁するかどうかどうか、私はそう思ひますし、あるいは売上税のように輸出は無税、輸入は有税、こうなりましてこれは内需拡大に逆行する、あるいは行政コストの点というものが考えられていない、この三

点が欠落している、私は個人的にこう思ひます。その答弁は要りませんが、いづれにいたしまして、国民が今大きな心配をしておりますのはこの六項目以外にあると私は思つております。

それはやはり、竹下内閣の税制改革というのは初めに大型間接税ありき、そして、政府は増税というものを主目的にしているのではないかと、疑いが国民の中にあると私は思ひます。高齢化社会の福祉政策のための安定財源というものの、本音は大きな政府へ安易な増税ということではないかという不信感であります。

そうじゃない、このようにもし大蔵大臣がおっしゃるならば、例えば政府税調が部会で確認をしております、引き続き行政改革を推進をしていく、税負担率を上げぬということ、前面にこれを出してまず議論の出発にすべきであると私は思ひます。すなわち、それは、まず執行面、制度面における不公平税制の是正、ここから議論を始めなければならぬと思ひます。大型間接税ありきの竹下内閣の抜本改革は私どもとしてはどうしても許すことができないと思ひます。

それから、もう一点指摘したいのは、竹下内閣における税制の改革はまず大型間接税ありきということでありまして、先ほど申しました。これは、国民や自民党員の反対するような大型間接税は導入しないとの選挙公約に反し、国会に提出された売上税法が国民の怒りを買つて廃案になつてから一年もたつてないのになぜ今再び大型間接税かという疑問、これは国民の疑問です。余りにも拙速過ぎる点というものを次に御指摘を申し上げたいわけでありまして。

今上田先生からる御質問がありましたように、税収は増加傾向にあるわけでありまして、そして、六十五年度赤字公債脱却のめども可能性として立つているときに、なぜ今大型間接税なのか。税制というのは一度導入されたならばこれは十年、二十年制度として定着していくわけだから、まず不公平税制の是正をしつかりやる、数年じつくりと議論をすべきである、私はこのように考え

ております。

そこで、私は国税庁にお尋ねしていきますけれども、毎日のように脱税の新聞ばかりであります。調査をされた首都圏の自営業者、自由業者、九六・二%が所得隠しや申告漏れがあつた。確定申告もようやく終わったわけでありまして、徴税上の不公平は正の必要性というものを私は訴えるわけでありまして、執行面。要するに、給料から税金を天引きされるサラリーマンや正直に申告している中小企業の皆さん、これは全く腹立たしいことであると私は思つております。

もちろん税金逃れをなくすためには納税者の納税意識やモラルを戒めなければならぬのも当然であります、背景として脱税しやすい税の構造が存在しているのも事実であると思ひます。これは、私、いろいろあなたの方からいただいた資料があるから、時間がありませんから申しませんが、それはよく御存じだと思ひます。サラリーマンなどの給与所得に比較して他の所得の捕捉率が著しく低いという税の不公平の構造というのはいくら改善をされてもありません。でありますから、徴税上の所得捕捉を徹底する納税環境の整備というものをまずしっかりとやっていただきたいと思います。例えば、私どもが主張しております記録及び記帳義務に基づく総収入申告制度の確立や税務執行の充実、徴税事務の効率化、これをしっかりと図つていただきたいと思います。いかがでしょうか。簡単にひとつお願いいたします。

○日向政府委員 既に委員は重々御存じでございますので簡潔に申し上げたいと思ひますが、申告納税制度のもとにおきまして漏れなく正しい申告を確保するためには、まずおっしゃいましたように納税道義の向上、第二番目には記帳の充実等納税環境の整備を図るとともに、課税上有効な資料、情報をもとにいたしまして、第三番目に、質、量ともに充実した税務調査を実施することが重要であります。

なかんずく、今御指摘になりましたように税務

調査の充実は重要であるというふうな考えておられまして、このために、内部事務の合理化を前提に、関係方面の理解を得ながら定員の増加に努めるとともに、課税上有効な資料、情報の収集を踏まえて、調査対象の的確な選定、おっしゃいましたように調査の効率的、効率的な実施等に努力しているところでございますけれども、今後とも、この線に沿って一層努力して、税務調査の充実に努めてまいりたい、かように考えております。

○柴田(私)委員 次は、制度面の不公平税制の是正ということについて大蔵大臣に質問したい。

大臣、シャープ勧告の税の本質というのとは一体何だったのかということですね。私は、これは、累進課税であり、申告納税であり、そして総合課税、この三つにあつた、こう思うのです。以来四十一年近くたつたわけでありまして、この三つの柱がいずれも今日、あえて申し上げますが、税制改悪によつてゆがめられてきました。応能負担を徹底する累進、総合課税は有名無実化し、勤労所得者が事業、資産所得者に比べて不利をこうむっている。その上、申告に際しても、先ほど申しましたようにごまかし、脱税がまかり通る。これは決して見過ごすことができないわけでありまして、でありますから、今申しました執行面の徹底的な是正、徴税体制の確立と制度面のこの両面から脱税の温床構造に鋭いメスを入れていくべきである、私はこのように思います。

そこで、具体的にお尋ねしたいのは、キャピタルゲイン課税であります。

政府税調のいわゆる地方公聴会においても、この有価証券の譲渡所得が非課税のままではおかしいという声が出ておりますし、政府税調もキャピタルゲインの原則課税で一致をしております。また、四月からマル優が廃止をされ利子にも一律に課税をされることになることも、やはりキャピタルゲイン非課税に対する不公平感を強めている、こう思います。キャピタルゲイン、有価証券譲渡益の原則課税というのは、これは国民の声であり天の声である、このように私は思うわけであります。

が、大臣、いかがでしようか。

○宮澤国務大臣 考え方をいたしまして、有価証券の譲渡益に所得税を課する、それはまさにシャープ税制の精神からいいますと、所得であれば総合課税の対象にするというのが原則だということ、私は、私は考え方として今柴田委員の言われまじすことも私の思つておりますこともそう開きはないと思うのでございます。

ただ、現実の問題として、先ほどシャープ税制のお話もございましたが、昭和二十八年まで三年間ほどやつてみたわけではございましたが、これがなかなかうまくいかなかった。現在もつと事柄が複雑に大きくなつておりますから、一体、公平にキャピタルゲインもキャピタルロスもいろいろ把握をいたしまして、それを本当に課税の対象にまんべんなくするにはどうやうな方がいいかということ、そこで今税制調査会に御検討願つておる。大口のものにつきましてはこれは課税をいたしては行政でございましてこれは課税をいたしては行政でございまして工夫をいたしたまらんべんなく公平な課税ができるかということを目下税制調査会に御検討願つておるものでございまして、おつしやいます目的のものについては異存がございません。

○柴田(私)委員 こういう議論が国会であつたといふことをどうかひとつ正直に税制調査会に御報告いたしましてこれからの議論をしていただきたいと思います。よろしく願ひします。

私は、基本的な考え方は、やはり原則課税に向けて法改正を行うべきであると思ひます。これは捕提率を高めるために納税者番号制度を確立する、導入する、それから取引内容を税務当局に報告させるための資料提出の法制化を行うべきである、このように考えるわけであります。

それで問題点は、我が国における個人所有の株式数というのは急激に伸びております。この結果、個人の株式に係るキャピタルゲインは莫大なものであると推定をされるのではないかと思ふわけであります。ある資料があるわけであります。

が、これは全国証券取引所協議会の資料であります。一九八〇年度に個人所有株式数は六百三十三億七千九百六十九万七千株でありました。そして、それが一九八四年、四年後になりましたと、六百七十八億六千二百三十三万四千株。そして、推定キャピタルゲインは、八〇年が二兆八千五百三十一億、八四年が三兆三千八百八十九億円であります。こういう一つの資料があります。推定すればもつとあると思ひます。把握できない。だから、恐らく現在五兆円ぐらいキャピタルゲインはあるのじゃないか、こういうふうには思ひます。

しかし、原則非課税のために、自主的に申告しているものは極めて少ない。六十一年分の株式譲渡益の申告状況は、六十三年三月十日の日経新聞によれば百八十六件、取引総額九百三十億円です。また、課税要件に該当しないように借名、仮名等々の取引や分散取引を行うなど、作爲的に申告を免れていくものも多いと考えられる。

これは、もうここまで言へば、だれがやつたかということはね。きのうのテレビで言つていましたね。納税者番号制を採用するとは一番困るのは、トリーサンピンのピンというの政治家だそうですが、政治家が一番困る、こう言つていました。あるテレビが、まあ私の見聞違ひかもしれませんが、そう言つていました。

でありますから、有価証券譲渡益課税の対応というの、やはり公平確保の見地からも原則課税として、そのための所要の法改正、環境の整備をする必要がある。主要国の株式のキャピタルゲイン課税、個人の状況を見てみますと、アメリカ、イギリスは原則課税であります。

また、これ以上の執行上の不公平を招かないために納税者番号制度を導入する必要がある。諸外国の例を見ると、かなりの国において導入をされております。アメリカ、カナダ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、イタリア等々であります。守秘義務の問題がありますが、これで議論してもいいのですが、課税を公平に行うために使用するものであつて、限定するように。私は今の国

税職員の守秘義務というものを心から信頼しておりますが、もしそれでだめだ、税務執行以外にこのプライバシー保護が侵されるというのであれば、プライバシー審査会を設置し、有識者で法制定の方向へ持つていっていいのじゃないか、私はこのように考えているわけであります。

それと、国税庁におけるコンピュータ関係、機械化のための予算を増額する、あるいは先ほどお話をいたしましたように国税職員を増員する等々、いつかと税を捕提する、所得を捕提する、こういう方向へ持つていくべきである、このように思ひますが、御所見はいかがですか。

○宮澤国務大臣 ただいま税制調査会において特別の小委員会を設けられましたゆえんは、まさに課税を有効に行うためにどうやうな方法があるか、例えば納税者番号はどうであらうかというやうなことにつきまして鋭意御検討が始まりました。その御検討の対象になつておりますことは多岐でございますが、そのような制度が果たしてうまく動くものであろうか、それはコストの面で、あるいは非常にたくさんの方の取引先等々に、金融機関等々に、証券会社等々に非常に手数をかける、その辺がどうであらうか、そういう納税者番号を設けたときにそれがばかに使われるという可能性あるいは危険性はどうかであるか、その場合プライバシーというものはどうかであるかといったやうな関連事項が非常に多うございします。あるいはそういう番号を用いた取引は取引としては無効であるのか無効でないのかといったやうなこともございします。それから、キャピタルロスというのがあつたときに、それはキャピタルゲインから引けることは恐らく間違ひないであらうが、総合課税であればその他の所得からも引き得るものであるかどうかといったやうないろいろなことを御検討中でございします。これはとりもなおさず、柴田委員の言われますように、これを何とかまんべんなく行政の対象にしたい、課税の対象にしたいという考えから御検討が行われておるわけでございます。

それから、国税庁の問題につきまして、先ほどシャープのお話がございました、私はシャープが見えましてときに大蔵省で折衝した相手の一人の人間でございますが、その当時国税庁の職員というのは六万二千六万くらいで、とにかく五万という頭がその後ございまして、大蔵省へまた帰ってきまして今でも五万でございますから、機械化が進みましたにしてもいかにもこれはよくやってくれたと思いますが、これはなお工夫をしたり機械化したり、またどうしてもやむを得なければ、おっしゃいますように補強をしてやってみなければならぬ。税の公平ということとはやはり税の命でございますから、それは行政の面でも確保しなければならぬと思っております。

○柴田(弘)委員 それで、心配されるプライバシーの問題、これは私の個人的な意見をここで披露しておきます。

私は、納税申告という意味は、国民が憲法三十条で義務づけられております所得、財産のあるべき姿を正確に税務官庁に開示することであると思っております。納税者番号制をもってプライバシーの侵害として非難するのは、不正な租税回避を正当化しようとするすべからずの論理でしかないと批判されても仕方のないかと私は思います。

また、租税以外の目的に対する税務官庁の守秘義務遵守については、先ほど申しましたように、経験的に信頼をしてもよいと考えますが、仮に不十分だとすれば、より厳格な保障の制度化をすればよいと思います。

さらに、納税者番号制が国家統制の用具になるという論理も短絡であると思えます。社会保障番号制を納税者番号に活用しているアメリカでそのような論議は聞かれておりません。ですから、むしろ納税者番号制が公正で効率的な税制の実現に役立つならば、それこそ民主主義の維持を担保する基礎システムとして積極的に評価されていくべきである、私はそういう考え方をしております。

こういう国会議論があったというのを税調に十分に御報告をいたしまして、その実現に向け

てひとつ大蔵大臣の勇気ある英断というものを私は期待するものであります。いかがですか。

○宮澤国務大臣 ただいまのような御意見のございましたことは間違いなく政府税調の方にお伝えをいたします。ありがとうございます。

○柴田(弘)委員 それから、もし有価証券の譲渡益、キャピタルゲインに課税すれば、一方において預金者の利子というものは分離課税が今認められておるわけですし、やはり公平確保という意味から、この預金者の利子を捕捉するという意味においても、特に私は納税者番号制というものの適用が必要ではないか、このように思っています。的確な捕捉のできる体制をとらずに申告方式の導入を行えば、キャピタルロスだけが申告をされ、課税を強化した趣旨を損なってしまう。そういった意味で、取引実態の的確な捕捉のために納税者番号制度の導入、証券会社あるいは銀行からの取引資料の提出を義務づけることが必要である、このように考えているわけでありまして、これはぜひひとつ執行面でのいろいろ御苦労されております国税庁次長から今の私の議論についての御考えをお聞かせいただきたい。簡単に結構であります。

○宮澤国務大臣 実はそのところが税調の小委員会でも御検討の一つの問題でありまして、有価証券の譲渡益の関連で納税者番号というものをつくったときに、それは預金者にも及ぼすべきであるという御議論は、当然に、柴田委員ばかりでなく、多くの方々から起こってきそうに思えます。そういたしますと、これは有価証券の取引と異なりまして非常にたくさん国民を巻き込むことは必定的でございます。したがって、納税番号のない預金というものが無効になってしまうのかといったようなことになってまいりかねません。としますと、問題はそこからもっと大きくなれるかといったようなあたり、この辺を見きわめなければならぬというのが今の税制調査会の小委員会の御検討の対象ではないかと思っております。

○柴田(弘)委員 いずれにいたしまして、税調へ正確に御報告してください。

それからもう一つ最後に、大企業の特つ土地の再評価という問題について、いわゆる土地の含み益ですね。これは、固定資産の評価額を勘案して再評価をしたものがいわゆる再評価額、それから簿価を引いて、その引いたものに税率を掛ける。今こういう現状なんです。土地が値上がりをする、それによつて上がった土地担保力で企業は銀行からお金を借りる、それで別の土地をかうとかあるいはマネーゲームを行う、こういうケースがあると思えます。その一方で、この借金の利子は損金として落とすことができるわけですよ。収益を圧縮する。中には赤字法人になることもある。大企業の四分の一が赤字法人。でありますから、私は、そろそろ赤字法人に対する外形課税というものを論議してもいい時期ではないか、こう思います。

それで、じゃ、個人はどうかといいますと、相続税というものがあつたわけですね。ある期間たちますと把握されてしまふ。企業にはそれが無い。こうした直接税の中の不公平にメスを入れるということが大事だ。不公平を温存したままで、そうした議論もせずに大型間接税導入ありきの税制改革には、私は重ねて反対をいたします。個人は死亡による相続税で一定期間の間に資産の再評価を受けることになるわけですね。三代続くともうなくなつてしまふ。ところが、法人は、死亡というところが無いために再評価の対象とならない。これは極めて不合理である。だから、私は、この含み益に対する再評価税というものを、一遍に大きな税率でなく、段階的緩やかな形で課税をして、そして不公平税制の是正を行つていくということが大事じゃないかと思ひます。

今言いましたように相続税の個人と法人との格差、それだけでなく、先発企業と後発企業との格差もあるわけですね。明治時代からやっていると。簿価が安い土地で、後発企業はもう高い。それからもう一つ言えることは、先発企業というのはもう既に償却済みのところもあるかもしれないね。あるいはまた、外人が日本へ参りまして

ビルを構えようとなると、高い家賃で、平米当たり五十万も百万もということ、年間四億も五億も。これはもう外人から言わせれば一つの貿易摩擦である、非関税障壁をつくつていけるのじゃないか、こういった不公平があるわけですね。

そういった点もよくひとつ検討いただきまして、そろそろ土地の再評価、含み益、こういったものに対する課税というものを議論していくときではないか。大臣の御見解と税制調査会への御報告はいかがでございますようか、ひとつお聞かせをいただきたい。

○宮澤国務大臣 この点は、柴田委員は実業に御経験のおありになるお方でいらつしやいますので、なおそうおっしゃいますかというふうな感じが私でするのでございます。殊に公明党ではそういうことを強く御主張になつておられるのでございしますが、どうも私自身は、企業が現実には実現しないところの含み益というもののへ一本当に課税していいものであろうか。保有税という意味でございましてそれは保有税としての固定資産税があるわけでございますし、所得税となりますと、やはり実現していない所得でございしますから、今の点はどうもなかなか私にはびつたりとのお込みませんで、殊に、おっしゃいますように先発がある。また、どつちかといえはいわゆる装置産業、基礎資材をつくる産業は大きな設備、大きな土地を持つておりますから、必ずしもそれが好況企業とは言えない。そこへの負担が大きくなるといったようなこともございしますので、どうもなかなかこの問題は、お話ではございしますけれども、いかにかなものであるかという気持ち私を持っております。

ただ、ちよつと一言言われました、そうかといつて、企業が借入金をして土地を買つて土地が値上がりをする、その金利は経費である、そのところのことは、確かに何か一つ方法があるだろうかと、これは考えてみる価値があると思ひます。思つていられるのでございします。いかにそれはちよつと話がうま過ぎる、そういうことは考えて

みる価値があると思つておるのでございますが、全体の企業の保有土地の含み益についてのいわゆるやや資産評価的課税というのは、ちよつと私は、なかなかわかにはいい方法といひますか、どんなものであらうかというふうな気持ちがいましてあります。

○柴田(弘)委員 参議院予算委員会が我が党の和田委員が同じような質問をしまして、保有税を上げた方がいいじゃないかと大臣がおっしゃつた。だから、答弁は大体さうだろ、こう思つておりました。金融機関からの借入金で土地を購入した場合、土地を未利用のまま保有している間は、この借入金の利子を損金として計上していい現行の課税方式、法人税の基本通達ですか、これは批判されてしかるべきである、こう思いますよ。

きよう銀行局来てないからなんです、ある資料によりますと、法人の土地購入額は七兆円に上り、そのうち自己資金は五七％の四兆円、残りの四三％の三兆円が金融機関からの借入金で、この利子は非課税、こういうわけですね。だからこうした借入金利子を損金に計上して利益を圧縮しているわけでありますが、極めて不合理であると思ひます。やはりこの辺の改正というものが必要がある、こう私は思ひますが、どう対応されますか。

○水野政府委員 御指摘の点は、確かに、借入金の利子を支払つた、しかしまだその土地が活用されてないというふうな場合におきましては、費用、収益、これに対応して両方見合うように計算をするという費用収益対応の原則からいいますと、いささか問題かもしれない、こういった点が検討課題であらうかと思つてございます。

○柴田(弘)委員 最後に、あと二分になりましたので、証券局長来ていらつしやいますか。——来てみえない。それでは大蔵大臣に聞きます。申しわけございません。証券局長もお願いしておつたのですが、遅くなつたので帰られたかしりませんが、それはいいです。キャピタルゲイン原則課税にしまして背番号式

にした場合ですが、今兜町のうわさでは、四百十六兆円の個人の取引総額のうち三十兆円がアングラマネーだ、こう言われているというのです。これは兜町のうわさですよ。そういう金が逃げ出すであらう。だから株は昨年のブラックマンデーのようなまた暴落が起こるであらう。この点については、くしくも渡辺自民党政調会長がおっしゃつておりますね。それから、山中税調会長も、経済的なショックが起こる、このようにおっしゃつております。

いかがでしょうか。本当に株が暴落し、経済的な大ショックが起こるのですか。この点伺ひをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 これは事の性質上私から何とも申し上げられないことでございますが、ただ、そのお尋ねとちよつと切り離したことで申し上げます。すば、昨年の十月十九日にニューヨークであらうことがございまして、その後、何しろ東京市場が今世界で一番大きい市場でございまして、東京市場が東京市場の方を注目してございまして、東京市場が非常に落ちついた反応をいたしましたので、それが世界的にあの後の処理に非常にいい影響を与えたということは広く認められておるところでございますので、国会におかれまして、このような問題を御検討賜りますときに、我が国の証券市場が持つております国内ばかりでなく世界市場に与える影響、その大きさといたつたようなものはぜひとも一緒に御検討、御考慮をいたしたい問題であるというところは、常に申し上げまして間違ひのないところであらうと思つております。

○柴田(弘)委員 どうもいろいろありがとうございました。最後に、答弁漏れがありまして、いわゆる大企業の土地の含み益の課税の問題、政府税制調査会にこうした議論があつたということを正確にお伝えいたいただきますこととお約束をいたしまして、質問を終わりたいと思ひます。どうですか。

○宮澤国務大臣 それも私どもから税制調査会の方にお伝えをいたします。

○柴田(弘)委員 では、どうもありがとうございました。

○越智委員長 次回の委員会は、来る十八日金曜日に開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十時三分散会